

別添

日進市自治基本条例第27条第2項に規定する条例の 遵守の検証結果について

1 検証の目的

日進市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）は、第27条において、市民、市議会及び市の執行機関が自治基本条例を遵守しなければならないことを規定し、併せて、市長は、市政が自治基本条例に基づいて行われているかどうかを市民参加のもとに検証することとしています。

本委員会は設置根拠となる日進市自治推進委員会条例において、自治基本条例の遵守に関する事項を所掌事項としているところ、市長から諮問があり、今回の検証を行うものです。

自治基本条例が日進市の最高規範であり、自治体の憲法に相当するものとの認識から、市政について、市民に対する権力が濫用されず、市民主体の自治の精神が十分に反映されているものかどうかとの観点から検証に当たっています。

（条例の遵守）

- 第27条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければなりません。
- 2 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。
- 3 前2項に規定するこの条例の遵守に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

2 検証対象及び方法

本委員会では、自治基本条例第27条第2項に基づき、市政全般について検証を行った前例がなく、検証対象及び方法から、検討を行いました。

検討の結果、自治基本条例全体が市政に関わることから、前文及び全条文を検証対象とすることとしました。

また、条文毎に関係の深い取組について、「主な取組内容」、「現状と問

題点」及び「今後の方向性」を記載するシートを作成し、市の関係課が内容を記載したものを検証資料とすることとしました。

これまでの経過をデータ等で示すことで論点を明確にし、今後の見通し
が分かりやすい資料とすることを要請しています。

なお、教育関係及び福祉関係の取組については、全ての分野に関わるため、深く関係する条文においてのみ、取り扱うこととしました。

3 検証経過

本委員会は、平成30年7月6日に市長から諮問を受け、平成30年度は3回、令和元年度は2回の委員会を開催し、検証を行いました。

全条文を検証対象とし、また、多くの施策から資料を作成する作業に時間を要したこともあり、限られた期間での検証作業となりましたが、検証の目的で述べた観点から、委員がそれぞれの立場や経験に基づき、丁寧かつ慎重に審議を行いました。

4 検証結果

(1) 条文毎の検証結果

条文毎の日進市自治基本条例検証シートに、本委員会での主な議論・意見を付記します。内容は、日進市自治基本条例検証シートのとおりです。

(2) 条例全体に係る主な意見

- 今後の検証を効果的にするため、日進市自治基本条例検証シートには、より具体的な内容やデータ分析を記載することが望ましい。
- ある分野で有効に機能している市民協働の仕組みや、仕組みづくりのノウハウ、その他共通して取り組むべき課題については、行政組織内で共有すべきである。
- 自治基本条例上の課題と問題点を、総合計画策定の議論に反映し、解決の手段を検討すべきである。
- くるりんばすの再編やごみ収集方法の変更等、市民生活と密接に関わるものを始め、施策全般として、実施した内容に対する反省と検証の

機会を設け、原因を分析した上で改善していく取組が、引き続き必要である。

(3) 次期自治推進委員会への申し送り事項

第1条から第17条までの条文について、丁寧かつ慎重に審議した結果、前文及び第18条から第29条までの条文については、任期内での十分な審議に至りませんでした。

残る条文については、いずれも自治基本条例の規定として重要であり、今回検証を行った条文と同様、丁寧かつ慎重に審議する必要があることから、次期自治推進委員会へ、その検証を申し送ることとします。

5 まとめ

平成19年の条例施行以来、形式としての自治基本条例は概ね整備され、今回は、自治基本条例の理念を反映するべきである市政運営全般に関する検証に至ることとなりました。

審議においては、昨今、その必要性がより求められることとなっている市民協働のあり方や手法、市の体制等について、多くの議論が行われました。

自治基本条例の適切な運用を行うためには、市政を担う市長及び市職員一人ひとりがその理念を念頭に、職務を行っていく必要があります。

改めて、市に対しては、市民主体の自治の精神が十分に発揮され、市民が愛着と誇りを持って暮らせる日進市の実現に向けて、市政運営の体制を整えていくことを望みます。

また、市とともに自治を担う主体である市議会や市民も、自治基本条例を適切に活用し、お互いを尊重して行動していく必要があると考えられます。

その他、次期自治推進委員会においても、申し送り事項となっている前文及び第18条から第29条までの条文の検証について、自治基本条例の理念の実現に資するよう、今期と同様の観点から、丁寧かつ慎重な審議を行っていただきますようお願いいたします。

6 参考

本委員会の検証で使用了した主な資料は次のとおりです。

○日進市自治基本条例検証シート

平成31年3月26日	第6期第3回自治推進委員会資料
令和元年5月23日	第6期第4回自治推進委員会資料
令和元年10月18日	第6期第5回自治推進委員会資料

※本資料に添付する日進市自治基本条例検証シートは、委員会資料に本委員会での主な議論・意見を付記したものです。「委員会での主な議論・意見」以外の部分は、委員会資料のままとしてあります。

日進市自治基本条例検証シート

検証関係課一覧

= 未検証条文

章	項目	条文		関係課				
前文	前文			企画政策課	市民協働課			
第1章 総則	(目的)	第1条		企画政策課				
	(条例の位置づけ)	第2条		企画政策課	総務課			
	(定義)	第3条	第1号	企画政策課	市民協働課			
			第2号					
			第3号					
第4号								
第2章 自治の基本原則	(自治の基本原則)	第4条	第1号	市民協働課				
			第2号		地域福祉課			
			第3号	企画政策課				
			第4号	市民協働課				
			第5号	企画政策課				
			第6号	市民協働課				
			第7号	秘書広報課				
第3章 市民の権利	(個人の尊厳)	第5条		市民協働課	地域福祉課			
	(平和的生存権)	第6条		危機管理課	生活安全課			
	(環境権)	第7条		環境課				
	(知る権利)	第8条		総務課				
	(個人情報保護)	第9条		総務課				
	(権利の尊重)	第10条		地域福祉課	危機管理課			
第4章 市民、市議会 及び市長等の 役割と責務	(市民の役割と責務)	第11条	第1項	環境課				
			第2項	秘書広報課	市民協働課			
			第3項	財政課	税務課	収納課		
	(市議会の役割と責務)	第12条	第1項	議会				
			第2項	(議事課)				
	(市長の役割と責務)	第13条	第1項	企画政策課				
			第2項					
			第3項	人事課				
	(市職員の役割と責務)	第14条	第1項	人事課				
			第2項					
第5章 参加と協働	(市民参加)	第15条	第1項	市民協働課				
			第2項	子育て支援課				
			第3項					
			第4項	市民協働課				
			第5項					
	(市民自治活動)	第16条	第1項	市民協働課				
			第2項					
			第3項					
			第4項				地域福祉課	生涯学習課
			第5項					
	(連携)	第17条	第1項	市民協働課				
第2項			企画政策課	市民協働課				
	(柔軟な組織の形成)	第18条		企画政策課				
	(市民本位の市政運営)	第19条		秘書広報課	企画政策課			

章	項目	条文	関係課			
第6章 市政の組織 及び運営	(計画的な市政運営)	第20条	企画政策課			
	(開かれた市政運営)	第21条	第1項	総務課		
			第2項			
	(個人情報の 適切な取扱い)	第22条	第1項	総務課		
			第2項			
	(適切な行政手続)	第23条	第1項	総務課		
			第2項			
(財政)	第24条	第1項	財政課			
		第2項				
		第3項				
(行政評価)	第25条	第1項	企画政策課			
		第2項				
第7章 住民投票	(住民投票)	第26条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項			
			第4項			
第8章 条例の遵守等	(条例の遵守)	第27条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項			
	(条例の見直し)	第28条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項			
(委任)	第29条	企画政策課				

日進市自治基本条例検証シート

第1条（目的）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第1条</p> <p>この条例は、日進市における自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、市民、市議会及び市の執行機関が一体となって市民主体の自治の実現を図ることを目的とします。</p>
解説	<p>この条例は、前文に掲げた自治の基本理念（自分たちのまちは自分たちの手で築いていこうとする「市民主体の自治」の精神）を明らかにし、自治（公共）を担う主体（市民、市議会、市長を含む市の執行機関）の役割と責務、参加と協働による自治の推進、市政運営の基本的な考えや仕組み（総合計画、情報公開、行政評価、住民投票等）などを定めることにより、「市民主体の自治」の実現を図ることを目的としています。</p> <p>※「市の執行機関」とは 地方自治法に規定する「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」を指しています。</p>

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成19年度～ 【毎年度実施】	・自治推進委員会の開催
平成20年度～	・市民意識調査ごとに認知度を確認 【実施年度】 平成20年度、平成23年度、平成26年度、平成28年度、 平成30年度
平成26年度	・自治基本条例に関する講演会を市民会館にて開催
平成27年度	・自治基本条例周知啓発チラシ作成、市イベント参加者 及び小中学生に配布
平成27年度～ 【毎年度実施】	・広報にしん10月号に特集記事掲載
平成28年度～ 【毎年度実施】	・新規採用職員向け説明会にて策定経緯や理念等を説明
平成29年度	・施行10周年記念自治基本条例4コママンガ作成及び 広報にしん連載 ・パンフレット「4コママンガでわかる日進市自治基本 条例」作成 ・にしんテレビ特集番組放映 ・市民まつりにて啓発ブース出展、アンケート記入者へ 啓発グッズを配布 ・企画展「10年の歩み展」開催
平成30年度～ 【毎年度実施】	・パンフレット「4コママンガでわかる日進市自治基本 条例」の転入者への配布開始 ・図書館及びスポーツセンターにて4コママンガ展示 ・係長級職資格試験の学科試験出題範囲へ追加

3 現状と問題点

- 自治基本条例の制定を受けて平成19年度に自治推進委員会を設置し、条例の理念である市民主体の自治を実現するため、諮問に応じて調査・審議をしています。自治推進委員会では、自治基本条例に基づく取組内容、委任条例の策定状況、自治基本条例改正の必要性について取り扱ってきました。
- 自治推進委員会の初期は、主に委任条例の策定状況について審議を進めてきましたが、委任条例がすべて整ったことに加え、本条例の認知度の下降が続いたこともあり、近年は市民への浸透を目指して周知啓発の取

組に力を入れています。

- 市民意識調査結果では、年々自治基本条例の認知度が下がっていましたが、施行10周年記念の取組もあり、直近の調査では向上しました。一方で、認知度そのものは低い状態となっています。

(H20: 21.3% → H23: 10.1% → H26: 6.4% → H28: 5.5% → H30: 7.6%)

4 今後の方向性

- 引き続き、自治基本条例の認知度の向上及び理念の浸透を目指し、効果的な取組を行っていきます。
- 市民の認知度や市職員による適切な運用を、より向上させていきます。
- 自治推進委員会での審議を踏まえて、条例の目的である市民主体の自治の実現に向けた市政運営を行っていきます。

■ 委員会での主な議論・意見

- 今後の方向性において、自治基本条例を知ってもらおうということを挙げるべきではないか。また、市からの情報として、市民が自治基本条例をどのような場面でどのように生かせばよいのか、伝えるべきではないか。

日進市自治基本条例検証シート

第2条（条例の位置づけ）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第2条 この条例は、日進市が定める最高の規範です。日進市における他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。
解説	この条例は日進市の最高規範として位置づけられるため、他の条例や規則等の内容がこの条例に定められた自治の基本理念とその基本事項に沿っていることを求めています。

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）【第1条再掲】

時 期	内 容
平成19年度～ 【毎年度実施】	・自治推進委員会の開催
平成20年度～	・市民意識調査ごとに認知度を確認 【実施年度】 平成20年度、平成23年度、平成26年度、平成28年度、 平成30年度
平成26年度	・自治基本条例に関する講演会を市民会館にて開催
平成27年度	・自治基本条例周知啓発チラシ作成、市イベント参加者 及び小中学生に配布
平成27年度～ 【毎年度実施】	・広報にしん10月号に特集記事掲載
平成28年度～ 【毎年度実施】	・新規採用職員向け説明会にて策定経緯や理念等を説明
平成29年度	・施行10周年記念自治基本条例4コママンガ作成及び 広報にしん連載 ・パンフレット「4コママンガでわかる日進市自治基本 条例」作成 ・にしんテレビ特集番組放映 ・市民まつりにて啓発ブース出展、アンケート記入者へ 啓発グッズを配布 ・企画展「10年の歩み展」開催
平成30年度～ 【毎年度実施】	・パンフレット「4コママンガでわかる日進市自治基本 条例」の転入者への配布開始 ・図書館及びスポーツセンターにて4コママンガ展示 ・係長級職資格試験の学科試験出題範囲へ追加

3 現状と問題点

- 自治基本条例の制定を受けて平成19年度に自治推進委員会を設置し、条例の理念である市民主体の自治を実現するため、諮問に応じて審議をしています。【第1条再掲】
- 平成26年度から毎年度、広報にしんに特集記事を掲載し、本条例が最高規範であることや条文の基本理念等について市民へ周知しています。
- 市の新規採用職員へ説明会において自治基本条例の位置づけや目的等を説明していますが、入庁から10年以上経過した中堅職員へもさらに浸透を図っていく必要があると考え、今年度、係長級職資格試験の出題範囲に自治基本条例を追加しました。

4 今後の方向性

- 引き続き、自治基本条例が最高規範として市政や市民の自治にその理念が行き渡るよう、職員や市民に向けて周知啓発を行っていきます。
- 自治基本条例の理念について、より理解を深められる手法を検討していきます。

総務課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
施行前～ 【毎年度実施】	・ 法規審査会の実施
施行前～（随時）	・ 例規案の外部委託
施行前～	・ 職員への法制執務研修を実施

3 現状と問題点

- 毎月法規審査会を開催し、条例・規則等の制定改廃にかかる審査を行っています。また、新規条例の制定時等には、必要に応じ、例規審査の外部委託も活用しています。これらのチェック体制により、例規誤り等の法制執務上の大きな問題は発生していません。
- 例規審査に当たっては、市民参加（第 15 条）、適切な行政手続（第 23 条）、財政（第 24 条）、行政評価（第 25 条）を始め自治基本条例に定める各規定に則ったものかという視点での審議を行っています。

4 今後の方向性

- 今後も、上記取組を継続し、研修等を通して職員の法制執務能力の向上を目指すとともに、自治基本条例の理念に則って審査を行っていきます。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし

日進市自治基本条例検証シート

第3条（定義）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第3条 この条例において用いる用語の定義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。</p> <p>(2) 協働 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。</p> <p>(3) コミュニティ 住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。</p> <p>(4) 市民自治活動 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。</p>
解説	<p>この条例で使われる用語のうち、意味を共有しておきたい基本的なものについて定義をしています。</p> <p>「市民」は、日進市に住んでいる「住民」に限らず、市内で働く人、学ぶ人、活動する人などを含めた広い意味としています。日進市内では数多くの学生が学んでおり、また市民活動も盛んです。このように日進市のまちづくりに関わる人たちを幅広く「市民」ととらえ、日進市の自治を担う主体として表現しています。</p> <p>「協働」は、「市民参加」とともに自治を考える上で大切な用語です。市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割・機能・特性を活かし、相互協力・相互支援・共同という形態で連携し、課題に取り組むことをいいます。第2章（自治の基本原則）として規定するとともに、第5章（参加と協働）でも表現しています。</p> <p>「コミュニティ」は、一般的には「地域社会」、「共同体」という意味で使われますが、この条例では地縁で結びついて活動を行う集団と、福祉や環境などといった分野（テーマ）で結びついて活動を行う集団の両方を含めています。</p> <p>「市民自治活動」は、団体、個人を問わず、市民の自主的な公益的活動を指しています。</p>

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成 20 年度～	・ N P O 公募提案型委託事業（委託）の実施
平成 21 年度～	・ N P O 公募提案型（テーマ提示型）事業（委託）に変更（～平成 29 年度）【毎年度実施】 ・ 日進市市民自治活動推進補助金【毎年度実施】 ・ 大学との連携協力協定締結を開始
平成 23 年度～	・ にぎわい交流館指定管理制度による管理導入（指定期間 3 年間）
平成 24 年度	・ 市民参加及び市民自治活動条例施行
平成 26 年度～	・ にぎわい交流館指定管理の第 2 期開始（指定期間 5 年間） ・ にっしん市民活動祭開催（～平成 27 年度） ・ 提案型大学連携協働事業（委託）【毎年度実施】
平成 27 年度	・ 日進市市民自治活動推進補助金要綱改正
平成 28 年度～	・ にっしんわいわいフェスティバル開催【毎年度実施】 ・ 市長・区長座談会開催【毎年度実施】 ・ 市長と市民団体等との団体交流会開催
平成 29 年度～ 【毎年度実施】	・ 地域支援職員の配置（区長の補助等）
平成 30 年度～	・ 日進市 E S D 推進「課題解決型」企業等連携プロジェクト募集開始

3 現状と問題点

- 委任条例として制定した市民参加及び市民自治活動条例では、「市民」「協働」「コミュニティ」「市民自治活動」の定義について、自治基本条例第 3 条の規定を引用しています。
- 附属機関の市民委員や講座等の参加者の募集において、対象を在住者に限らず、自治基本条例上の「市民」の定義にもとづいて、原則実施しています。
- 「協働」の定義については、イベント、補助事業等を通じて、多くの市民に浸透しつつあります。
- 広報による情報提供、市民参加の機会の提供、情報公開等を行うことで、自治基本条例の理念を実現できるよう、努めています。
市政情報の入手によく利用する情報媒体（平成 30 年度市民意識調査）
（広報にっしん：87.6%、市 HP：14.0%、市 Facebook：0.6%、
にっしんテレビ：3.8%、新聞：17.5%、回覧板 42.0%、口コミ：9.0%）
- 「コミュニティ」の定義には、地縁型・テーマ型の大きく 2 つの種類がありますが、それぞれの利点や役割について、広く市民に理解してもらう必要があると思われま。

●「市民自治活動」については、多くの市民がその活動を行っている一方、言葉や定義については、十分に浸透していません。

＜市民まつりアンケートから（抜粋）＞

- ・ 地域のお祭り・運動会の参加経験 76.4%
- ・ 防災訓練への参加経験 44.2%
- ・ 地域清掃・花壇への花植えの参加経験 33.5%
- ・ これらが市民自治活動だと知らなかった人 48.3%

4 今後の方向性

○用語の定義が市民の間に定着するためには、市民が実際に活動を行い、実感を伴って理解することが重要であると考えます。そのため、イベントの開催や補助事業・協働事業等を通じて、引き続き市民自治活動を支援していきます。また、にぎわい交流館が「市民自治活動」の拠点として効果的に機能するよう、指定管理者による柔軟な運営を行っていきます。

○広報にっしん特集記事やにぎわい交流館機関紙発行（いずれも年2回）等の機会を通じて、市民の身近な言葉となるよう周知を図っていきます。

■ 委員会での主な議論・意見

○市からの情報として、市民が市長や議会の権力行使をどのような頻度や機会をチェックしているのか、示せるとよいのではないか。

日進市自治基本条例検証シート

第4条（自治の基本原則）第1号

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第4条 市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。 (1) 平等な社会 市民、市議会及び市の執行機関は、人権が尊重され、公正、公平かつ平等な社会の実現に努めます。
解説	この条例の目的である「市民主体の自治」を実現するために、本条例の全体に通じる基本的な原則を掲げています。 自治の前提として、人権が尊重される「平等な社会」をめざすことを表明しています。

市民協働課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
施行前～ 【毎年度実施】	・ 人権相談、女性悩みごと相談
平成17年度～	・ 人権に関する市民向け講演会
平成23年度～ 【毎年度実施】	・ 人権擁護委員による人権教室の小学校開催
平成23年度～	・ 人権講演会の中学校開催
平成27年度	・ 日進市人権連絡会の開催
平成30年度～ 【毎年度実施】	・ DV・性暴力被害相談 ・ 人権・男女共同参画教育研究事業

3 現状と問題点

○人権尊重の啓発活動は、人権擁護委員と一体的に行うよう努めています。

○法務省は令和元年度の啓発活動強調事項として17項目を掲げており、本市人権擁護委員の所属する名古屋人権擁護委員協議会愛知地区委員会（豊明市、日進市、長久手市、東郷町）では、この中で特に地域の中で啓発すべき項目を抜粋し、推進を図っています。

（強調17項目）

- ①女性の人権を守ろう ②子どもの人権を守ろう ③高齢者の人権を守ろう、
- ④障害を理由とする偏見や差別をなくそう ⑤同和問題(部落差別)を解消しよう、
- ⑥アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう ⑦外国人の人権を尊重しよう、
- ⑧HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう、
- ⑨刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう、
- ⑩犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう、
- ⑪インターネットを悪用した人権侵害をなくそう、
- ⑫北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう、
- ⑬ホームレスに対する偏見や差別をなくそう、
- ⑭性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう、
- ⑮性自認を理由とする偏見や差別をなくそう ⑯人身取引をなくそう
- ⑰東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

○「人権は大切」ということへの理解は進んでいますが、人権課題毎に偏見や差別があり、差別に基づく事件がニュースなどにもなっています。

●第5次総合計画には、人権一般に関する項目がありません。

●人権尊重意識の醸成のためには課題毎に啓発を進めることが必要ですが、人権に関する個別課題は多岐に渡るため、課題ごとの啓発は膨大で

困難です。

- 人権擁護委員は法務大臣が委嘱する民間ボランティアのため、名古屋法務局・人権擁護委員名古屋協議会の業務が多忙になれば、本市域内での活動を縮小せざるをえない状況があります。

4 今後の方向性

- 多様性を受け入れ、誰一人取り残されない社会を目指し、啓発を進めます。
- 人権に関する市民向け講演会、人権擁護委員による人権教室の小学校開催、人権講演会の中学校開催を今後も行い、様々な人権問題をわかりやすく啓発し、意識改革を図ります。
- 小中学生への人権啓発の一環として、引き続き「人権・男女共同参画教育研究事業」を実施します。年間を通じて各校及び各地域に即した関連授業（事業）を実施することで、男女平等・共同参画について、小児期からの理解促進に努めます。

■ 委員会での主な議論・意見

- 人権は、多数決で決められない分野であるということを意識する必要がある。
- 新たな課題として、増加する外国人住民の人権が考えられる。実質的な永住となる外国人住民の立場から、自治基本条例や住民組織を考え直す必要がある。

日進市自治基本条例検証シート

第4条（自治の基本原則）第2号

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第4条</p> <p>市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。</p> <p>(2) 市民主体の自治の推進 市民は、自治の担い手として、それぞれの個性や能力を発揮し、自覚と責任を持ってお互いを尊重し支えあいながら、市民主体の自治を推進します。</p>
解説	<p>この条例の目的である「市民主体の自治」を実現するために、本条例の全体に通じる基本的な原則を掲げています。</p> <p>「市民主体の自治の推進」は、市民が自治の担い手として、主体的に自治を推進することを表明しています。日本国憲法第92条の「地方自治の本旨」における住民自治の拡充を表現しています。</p>

市民協働課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）【第3条再掲】

時 期	内 容
平成20年度～	・NPO公募提案型委託事業（委託）の実施
平成21年度～	・NPO公募提案型（テーマ提示型）事業（委託）に変更（～平成29年度）【毎年度実施】 ・日進市市民自治活動推進補助金【毎年度実施】 ・大学との連携協力協定締結を開始
平成23年度～	・にぎわい交流館指定管理制度による管理導入（指定期間3年間）
平成24年度	・市民参加及び市民自治活動条例施行
平成26年度～	・にぎわい交流館指定管理第2期開始（指定期間5年間） ・にっしん市民活動祭開催（～平成27年度） ・提案型大学連携協働事業（委託）【毎年度実施】
平成27年度	・日進市市民自治活動推進補助金要綱改正
平成28年度～	・にっしんわいわいフェスティバル開催【毎年度実施】 ・市長・区長座談会開催【毎年度実施】 ・市長と市民団体等との団体交流会開催
平成29年度～ 【毎年度実施】	・地域支援職員の配置（区長の補助等）
平成30年度～	・日進市ESD推進「課題解決型」企業等連携プロジェクト募集開始

3 現状と問題点

●にぎわい交流館の登録団体数や「にっしんわいわいフェスティバル」の参加団体は年々増加しており、市民のまちづくりへの参加は進んでいますが、自治の主たる担い手として地域の課題解決に取り組む市民活動団体の全体は、把握できていません。地縁型コミュニティや行政と連携している内容に関しては限定的に確認できています。団体それぞれの領域における活動について、協働と支援のあり方を検討する必要があります。

4 今後の方向性

○市民主体の自治の実現、協働によるまちづくりを象徴するイベントを目指す「にっしんわいわいフェスティバル」の企画運営を通じて、市民・市民活動団体及び産官学団体間の連携や組織力の強化を図るほか、補助金事業や協働事業を通して市民自治の基盤となる活動団体の支援をさらに推進していきます。

○イベントの開催や補助事業・協働事業等を通じて、引き続き市民自治活

動を支援していきます。また、にぎわい交流館が「市民自治活動」の拠点として効果的に機能するよう、指定管理者による柔軟な運営を行っていきます。【第3条再掲】

地域福祉課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成20年度～	・地域福祉フォーラム開催（～平成26年度）
平成23年度	・福祉コミュニティ意識調査実施
平成25年度	・わたしのまちの座談会開催
平成26年度～	・日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会開催
平成27年度	・にっしん幸せまちづくりプラン（第2次日進市地域福祉計画・第4次日進市地域福祉活動計画）策定 ・つどいの場形成事業実施 ・住民座談会開催
平成27年度～ 【毎年度実施】	・にっしん地域支え合い円卓会議開催
平成28年度	・第1層・第2層生活支援コーディネーターの設置 ・第1層協議体の設置 ・住民座談会開催
平成28年度～ 【毎年度実施】	・にっしん幸せまちづくりプラン進捗評価 ・つどいの場運営助成
平成29年度	・住民座談会開催
平成30年度	・生活支援体制整備事業説明会開催 ・第2層協議体の設置

3 現状と問題点

- 地域で人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して日常の困難課題の解決に向け地域でひとつになって、思いやり、助け合うことのできるまちづくりを目指し、取組を充実させてきました。
- 「つどいの場」は、身近な地域での交流のきっかけづくり、介護予防にもつながる健康づくり、助け合い・支え合いの顔の見える関係づくりなど、地域福祉機能を持つ高齢者の居場所として順調に数を増やしています。（H27：48か所→H28：55か所→H29：61か所→H30：65か所）
- 一部地域でまちづくり協議会が発足しましたが、全市的なシステムとしては実現に至っていません。

- 地域たすけあい会議の設置が実現しておらず、地域で活動する諸団体、福祉事業所、行政機関等、地域ネットワークや協働ネットワークなどによる重層化した支え合いの仕組づくりを検討しなければなりません。

4 今後の方向性

- 平成31年度ににっしん幸せまちづくりプランの見直しを行い、市民の意識や地域の実状を反映していきます。
- 第2層生活支援コーディネーターを中心とした第2層協議体での議論に基づき、地域における支え合い・助け合いの仕組づくりを進めます。

■ 委員会での主な議論・意見

- 市民団体と市の活動が折り合わないことについて、理由の洗い出しが必要である。
- 市主導によらない市民活動も多くあるのではないか。
- 自治会の加入率減少への対応を考えていく必要がある。対応の一つとして、公民館や福祉会館の利用を柔軟にすることで、活動拠点を広げていくことが考えられる。また、地縁型コミュニティの予算提案権や事業提案権ということも市民とともに検討する必要がある。
- 地縁型コミュニティからも、テーマ型コミュニティからも漏れている人たちが存在する。行政内連携によって、どのような形であれ、そのような人たちに対する助け合いのネットワークを作る必要がある。

日進市自治基本条例検証シート

第4条（自治の基本原則）第3号

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第4条</p> <p>市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。</p> <p>(3) 自立した自治体 日進市は、自立した自治体として、国及び愛知県との適切な役割分担により、民意のもとに自らの判断と責任において、市政を行います。</p>
解説	<p>この条例の目的である「市民主体の自治」を実現するために、本条例の全体に通じる基本的な原則を掲げています。</p> <p>地方分権が進む今、国や県との関係は以前のような上下関係ではありません。「自立した自治体」として、適切な役割分担と自らの判断と責任による市政運営が求められています。日本国憲法第92条の「地方自治の本旨」における団体自治の確立を表現しています。</p>

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
随時	・ 第 2 次～第 8 次地方分権一括法の施行及び県事務処理特例条例の改正に伴う対応
平成 3 0 年度	・ 尾三地区自治体間連携研修会「提案募集方式による地方分権改革について」の実施

3 現状と問題点

- 第 2 次～第 8 次地方分権一括法及び県事務処理特例条例についての情報収集及び権限移譲対象事務に係る調査等を継続して行うとともに、国及び県から市への事務の権限移譲を進めました。
- 現在、権限移譲事務数は 8 2 件に及び、自治体として主体的に行政経営する体制を強化しています。
- 未移譲事務の移譲の可否について、引き続き検討する必要があります。

4 今後の方向性

- 地方分権に関する事項について引き続き情報収集を行い、未移譲事務の移譲の検討も含めて、国県の動向等に応じ適切に対応していきます。
- 特に、提案募集方式の活用による地方分権改革の推進について調査研究を行っていきます。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし

日進市自治基本条例検証シート

第4条（自治の基本原則）第4号

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第4条 市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。 (4) 協働の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、協働して市民主体の自治を推進します。
解説	この条例の目的である「市民主体の自治」を実現するために、本条例の全体に通じる基本的な原則を掲げています。 「協働の原則」は、市民、市議会及び市の執行機関が、協働で「市民主体の自治」を推進することを表明しています。（「協働」の定義については、第3条を参照ください。）

市民協働課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

【第3条、第4条第1項第2号再掲】

時 期	内 容
平成20年度～	・NPO公募提案型委託事業（委託）の実施
平成21年度～	・NPO公募提案型（テーマ提示型）事業（委託）に変更（～平成29年度）【毎年度実施】 ・日進市市民自治活動推進補助金【毎年度実施】 ・大学との連携協力協定締結を開始
平成23年度～	・にぎわい交流館指定管理制度による管理導入（指定期間3年間）
平成24年度	・市民参加及び市民自治活動条例施行
平成26年度～	・にぎわい交流館指定管理第2期開始（指定期間5年間） ・にっしん市民活動祭開催（～平成27年度） ・提案型大学連携協働事業（委託）【毎年度実施】
平成27年度	・日進市市民自治活動推進補助金要綱改正
平成28年度～	・にっしんわいわいフェスティバル開催【毎年度実施】 ・市長・区長座談会開催 ・市長と市民団体等との団体交流会開催
平成29年度～	・地域支援職員の配置（区長の補助等）【毎年度実施】
平成30年度～	・日進市ESD推進「課題解決型」企業等連携プロジェクト募集開始

3 現状と問題点

- 自治基本条例施行以降、自治活動推進補助金事業や提案型協働事業への参加などを通して市民との協働は進んでいます。
- 市民自治活動団体との協働事業は、近年、増加しています。
（H25：78件、H26：79件、H27：76件、H28：75件、H29：89件、H30：87件）
- 市民と多くの協働事業を実施してきていますが、継続して協働事業を推進し、市民主体の自治を目指す必要があります。

4 今後の方向性

- 市民主体の自治の実現、協働によるまちづくりを象徴するイベントを目指す「にっしんわいわいフェスティバル」の企画運営を通じて、市民・市民活動団体及び産官学団体間の連携や組織力の強化を図るほか、補助金事業や協働事業を通して市民自治の基盤となる活動団体の支援をさらに推進していきます。【第4条第2項再掲】
- 市民活動団体以外にも大学や企業との連携を通じて協働の機会をさらに

充実させるとともに、市民の側から協働の機運が生まれるよう、意識啓発や活動支援を行っていきます。

■ 委員会での主な議論・意見

- 地縁型とテーマ型の市民活動は、その内容に差異があるので、分けて記載した方がよいのではないか。
- 行政の末端組織としての側面と、住民組織としての側面を持つ行政区の制度は、そのあり方を検討する必要がある。

日進市自治基本条例検証シート

第4条（自治の基本原則）第5号

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第4条</p> <p>市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。</p> <p>(5) 市民の信託による市政 日進市は、市民にとって最も身近な自治体として、市民からの信託をもとに市政を行います。</p>
解説	<p>この条例の目的である「市民主体の自治」を実現するために、本条例の全体に通じる基本的な原則を掲げています。</p> <p>「市民の信託による市政」は、日本国憲法において、国政が国民からの信託を根拠としているのと同じように、日進市においても、市政の根拠は市民からの信託にあることを明記しています。</p>

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成19年度	・日進市自治基本条例の制定、施行
平成19年度～ 【毎年度実施】	・自治推進委員会の開催【第1条、第2条再掲】
平成22年度	・議会基本条例制定
平成22年度	・市民参加及び市民自治活動条例制定
平成24年度	・住民投票条例制定
平成27年度	・個人情報保護条例制定

3 現状と問題点

- 国政が国民からの信託を受けてなされることが日本国憲法に明文化されているのと同様、本市においても、市民の信託による市政がなされることを自治基本条例の制定によって明文化しました。施行後、委任条例を着実に策定、施行することで、制度的にも条文の理念を充足させてきました。その結果、委任条例を全て定めることができました。
- 市民が直接選挙によって選んだ市長及び議員が、市民の信託に応じて市政を行っています。
- 委任条例が制定された現在、「市民主体の自治」の推進に向けて、啓発を始めとする、市民の意識に働きかける取組の継続が必要と考えます。
- 市民の信託内容をよりの確に捉えるため、市民参加等の手法を常に検討する必要があります。

※委任条例：自治基本条例上、「別に条例で定める」としている条例。

4 今後の方向性

- 自治基本条例の認知度の向上及び理念の浸透を目指し、効果的な取組を行っていきます。
- 自治基本条例の理念の実現を意識して、市民の信託内容をよりの確に捉える手法を検討していきます。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし

日進市自治基本条例検証シート

第4条（自治の基本原則）第6号

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第4条</p> <p>市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。</p> <p>(6) 男女共同参画の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、男女の平等を基本とし、共同参画のもとに市民主体の自治を推進します。</p>
解説	<p>この条例の目的である「市民主体の自治」を実現するために、本条例の全体に通じる基本的な原則を掲げています。</p> <p>「男女共同参画の原則」は、男女共同参画の考えをもとに「市民主体の自治」を推進することを表明しています。</p> <p>※「男女共同参画」とは</p> <p>男女は、社会の対等な構成員として自らの意思であらゆる活動に参画する機会が確保され、その利益を享受し、共に責任を担う、という考え方です。なお、日進市では、男女共同参画の基本となる男女平等を推進するため、「日進市男女平等推進条例（平成19年10月1日施行）」を制定しました。</p>

市民協働課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
施行前～ 【毎年度実施】	・男女共同参画関連情報誌「はーもにっしん」の発行
平成19年度	・男女平等に関する市民意識調査の実施
平成20年度	・第2次男女平等推進プラン策定
平成20年度～ 平成29年度 【毎年度実施】	・男女平等教育研究事業の実施
平成21年度～ 平成27年度 【毎年度実施】	・ハーモニーフェスタの開催 （平成28年度にわいわいフェスティバルへ統合）
平成26年度	・男女平等に関する市民意識調査の実施
平成27年度	・第2次男女平等推進プランの中間見直しの実施
平成27年度～ 【毎年度実施】	・市内小学5年生に対し、トランスジェンダーに関する啓発パンフレットを配布
平成30年度～ 【毎年度実施】	・人権・男女共同参画教育研究事業の実施

3 現状と問題点

- 第2次男女平等推進プランを基に男女平等・共同参画の啓発を実施し、個人レベルでは意識改革は進みつつあります。
（社会全体における男女の地位が平等であると考えている人の割合
H21：6.8%→H30：18.9%）
（本市議会の女性議員比率35%（令和元年8月現在））
- 一方で、社会の意識や慣習・慣例などの変化が停滞している状況が見受けられます。
 - 社会において、女性が抱える困難が見えにくく認識されていない状況があると考えられます。
 - 多様な性について啓発するとともに理解促進が必要であり、更に当事者を支える社会の構築も重要となってきています。

4 今後の方向性

- 令和元年度に男女平等に関する市民意識調査を実施し、本市の現状を把握します。さらに令和2年度には、そのデータを基に本市の特性を活かした第3次男女平等推進プランを策定します。
- 継続して社会、地域等と連携し、男女平等・共同参画についての理解促進に努めます。
- 今後も市内小中学校と連携し「人権・男女共同参画研究事業」を実施し、

- 小児期からの男女平等・共同参画教育を行います。
- 多様な性に関する理解の促進を目指し啓発を行います。

■ 委員会での主な議論・意見

- 市議会議員の男女比の外に、職員の部長級・課長級の男女比や区長の男女比を用いることで、より現状や問題点が分かりやすくなるのではないか。また、女性が少ない分野について、市から働き掛けを行ってはどうか。
- ハーモニーフェスタをわいわいフェスティバルに統合したことについて、そのことに対する市民の了解や人権週間の時期から変更したことの効果を丁寧に確認するべきである。

日進市自治基本条例検証シート

第4条（自治の基本原則）第7号

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第4条 市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。 (7) 情報共有の原則 市議会及び市の執行機関は、その保有する情報を積極的に公開し、市民と共有します。
解説	この条例の目的である「市民主体の自治」を実現するために、本条例の全体に通じる基本的な原則を掲げています。 「情報共有の原則」は、市政について市議会と市の執行機関の持っている情報を公開することが、市民参加や協働の前提として欠かせないものとして規定しています。

秘書広報課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成20年度 【毎年度実施】	・地域座談会の実施
平成22年度～ 【毎年度実施】	・NHKの文字放送で、市イベント情報を放送
平成23年度～ 【毎年度実施】	・「声の広報」音声データを市ホームページで公開
平成25年度	・ホームページのリニューアル実施
平成25年度～ 【毎年度実施】	・広報紙のスマホ閲覧アプリを提供開始 ・広報紙を月2回から月1回の発行へ変更 ・にっしんテレビを市民会館エントランスホールで再生
平成26年度	・市制20周年記念冊子・映像・暮らしの便利帳の制作
平成26年度～ 【毎年度実施】	・尾三地区情報コーナーの設置（図書館） ・尾三だより（広報紙）の開始
平成27年度～ 【毎年度実施】	・市フェイスブック、市ツイッターの開設 ・にっしんテレビを市政情報番組と位置付け、月1本から月2本の制作に
平成28年度	・ホームページトップ画面のリニューアル ・市シティプロモーション映像の制作
平成28年度～ 【毎年度実施】	・にっしんテレビのYouTube配信を開始 ・市シティプロモーション映像の公開
平成29年度～ 【毎年度実施】	・市長等と語る会を地縁型、テーマ型などの区分けにし、区長、市民団体等と面談し、提案を受ける形で実施 ・ホームページにてキッズページを公開 ・にっしんテレビ15日号で健康をテーマにした番組を放送 ・プライムツリー赤池に市政情報コーナーを設置
平成30年度～	・ホームページ作成システムの全面リニューアル

3 現状と問題点

- 広報紙、市ホームページ、にっしんテレビを主に市政情報を発信しています。
- 議会定例会ごとの定例記者会見、毎週の行事予定表送付などで報道機関に市事業やイベント情報の発信をし、新聞やテレビからの情報提供に努めています。
- 市フェイスブック、YouTubeを使い、インターネットを活用して情報を伝えています。

- にっしんテレビでは、市の新しい取り組みや、各所属が発信したい事業を映像化して、わかりやすく市民に伝えています。
- 広報市民スタッフと毎月会議を開催し、広報に対する意見を伺い、市民が求める情報の公開・共有化に努めています。
- 掲載スペースの制約が小さく、情報の受け手のアクセスが容易な、「インターネットでの情報提供」に、一層力を入れていく必要があります。
- 市の取り組んでいる新規事業、課題への対応など、市の実情を知ってもらう情報の提供をしていく必要があります。

4 今後の方向性

- 手続き、災害など「市が知らせなければならない情報」はわかりやすく確実に市民に知らせ、情報共有を図ります。
- 市が伝えるべき情報の内容、影響度、対象者などを考慮し、受け手に適した媒体を使って情報提供していきます。
- インターネットでの情報提供の要となる市ホームページでは、各課が発信する情報の格差を少なくし、情報の入手を容易にしていきます。

■ 委員会での主な議論・意見

- 情報の公開という点からは、市から伝えたい情報を発信する取組だけではなく、市民の知りたい情報をどれだけ公開しているのかとの視点からの取組が必要である。

日進市自治基本条例検証シート

第5条（個人の尊厳）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第5条 市民は、年齢、性別、国籍その他社会的地位によるもの等いかなる差別も受けることなく、平等な個人として尊重されます。
解説	第5条（個人の尊厳）、第6条（平和的生存権）、第7条（環境権）は、自治の前提となる権利を規定しています。 「個人の尊厳」では、基本的人権の尊重について規定しています。

市民協働課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）【第 4 条（1）再掲】

時 期	内 容
施行前～ 【毎年度実施】	・ 人権相談、女性悩みごと相談
平成 17 年度～	・ 人権に関する市民向け講演会
平成 23 年度～ 【毎年度実施】	・ 人権擁護委員人権教室の小学校開催
平成 23 年度～	・ 人権講演会の中学校開催
平成 27 年度	・ 日進市人権連絡会の開催
平成 30 年度～ 【毎年度実施】	・ DV・性暴力被害相談 ・ 人権・男女共同参画教育研究事業

3 現状と問題点【一部第 4 条第 1 号再掲】

- 市内の小中学校と連携し、名古屋法務局主催の人権に関する作文コンテスト及び書道やポスター等の作品コンクールへ参加し、各校から多くの作品が応募されています。
- 小中学校で児童や生徒が理解しやすい「いじめ」についてなどの内容で人権講演会を実施しています。
- 小中学校で人権擁護委員による人権教室を実施し、「いじめ」や「SNS について」の講座を実施しています。
- 人権に関する市民向け講演会、人権擁護委員人権教室の小学校開催、人権講演会の中学校開催については、年度によって会場や対象校を変えながら継続して行っています。
- 人権擁護委員による「人権相談」を実施し、人権侵害に関する様々な案件に対し助言を行ってきました。
- 人権問題として考えられる内容は幅広く、自分が抱える問題が人権問題なのかどうかの判断がしにくいため、被害者が相談窓口に繋がりにくい状況にあると思われまます。
- 性（男女平等・性の多様性）による差別が人権問題であるという認識が社会的に薄く、理解の促進が必要と思われまます。
- 本市の人権に関する活動の推進は、人権擁護委員の活動と一体的に取り組んでいますが、委員は法務大臣が委嘱する民間ボランティアのため、名古屋法務局・人権擁護委員名古屋協議会の業務が多忙になれば、本市域内での活動を縮小せざるをえない状況があります。

4 今後の方向性【第4条第1号再掲】

- 人権に関する市民向け講演会、人権擁護委員による人権教室の小学校開催、人権講演会の中学校開催を今後も行い、様々な人権問題をわかりやすく啓発し、意識改革を図ります。
- 小中学生への人権啓発の一環として、引き続き「人権・男女共同参画教育研究事業」を実施します。年間を通じて各校及び各地域に即した関連授業（事業）を実施することで、男女平等・共同参画について、小児期からの理解促進に努めます。

地域福祉課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成19年度	・日進市障害者基本計画の点検・評価
平成19年度～ 【毎年度実施】	・認知症サポーター養成講座の実施
平成20年度	・第2次日進市障害者基本計画の策定
平成25年度	・第2次日進市障害者基本計画（後期計画）の策定
平成27年度	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する日進市職員対応要領の策定 ・障害者差別解消法研修会の実施
平成28年度～ 【毎年度実施】	・障害者差別解消法研修会・講演会の実施
平成30年度	・第3次日進市障害者基本計画の策定 ・ヘルプマーク及びヘルプカードの作成、配布 ・認知症地域支援推進員を配置 ・認知症初期集中支援チームを設置

3 現状と問題点

- 障害のある方への合理的配慮を行うために必要となる障害への理解や望まれる対応について講演会や研修、パンフレット、市広報を通じて周知啓発を行っています。
- 障害のある方などが周囲に自分の障害等への理解や支援を求められることができるよう、ヘルプマーク及びヘルプマークを作成し、配布しています。
- 認知症への理解を深め、認知症の方への接し方を学ぶ認知症サポーター養成講座を継続的に開催しています。
- 認知症総合支援対策として、認知症の方や家族への支援、地域での理解

を深めるため、認知症地域支援推進員を1名配置し、認知症カフェ開設等の活動を行っています。また、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症サポート医や看護師・介護系職員の専門職を配置して、認知症の早期診断・対応に向けた支援体制の構築を図っています。

- 社会的地位によるもの以外にも、障害や病気などに対する偏見や差別を解消すると共に、必要な支援を行っていく必要があります。
- 市民向け講演会の参加者が固定化される傾向にあります。

4 今後の方向性

- 障害者の自立と社会参加に向けて、障害に対する理解促進や合理的配慮について、継続して周知啓発を行っていきます。
- 講演会において当事者の声を聞く機会を設けていますが、今後は、当事者との交流や相互理解、気づきを得られる機会の創設を検討します。
- 障害福祉分野に限らず、地域共生社会の実現に向けた横断的な学びの場が必要であると考えます。
- 認知症の方やその家族が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、さらに対策を講じることが必要であると考えます。

■ 委員会での主な議論・意見

- 年齢によるハラスメントへの対策も検討する必要がある。

日進市自治基本条例検証シート

第6条（平和的生存権）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第6条 市民は、穏やかな暮らしのもと、平和で安全に生きる権利を持ちます。
解説	第5条（個人の尊厳）、第6条（平和的生存権）、第7条（環境権）は、自治の前提となる権利を規定しています。 「平和的生存権」では、福祉、保健衛生、防災、防犯、交通安全等、さまざまな分野の施策や活動によって、広く市民の生命、財産が守られることを規定しています。

危機管理課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成19年度	・河川水位監視システムの整備
平成20年度	・日進市災害時要援護者地域支援制度の開始
平成20年度～ 【毎年度実施】	・日進市防災会議の開催
平成21年度	・あいち防災セミナーの開催（県との共催）
平成22年度	・愛知県消防操法大会の開催（県との共催）
平成24年度～ 【毎年度実施】	・地域合同総合防災訓練の実施（～平成28年度）
平成25年度	・防災同報サイレンシステムの整備
平成26年度	・学区別子ども防災マップの作成
平成27年度	・太陽光発電システムの整備（災害対策本部用）
平成28年度～ 【毎年度実施】	・防災同報サイレン試験吹鳴の実施 ・地域防災研修の実施（若手職員向け）
平成29年度	・日進市業務継続計画の作成
平成29年度～ 【毎年度実施】	・緊急参集訓練の実施
平成30年度	・避難所開設・運営訓練の実施

3 現状と問題点

- 各自主防災組織が自発的・継続的に実施している防災訓練等を通じて、自助・共助の必要性・重要性といった防災思想の普及が行われており、現在市内に設立されている38の自主防災組織の内4団体がその功績を認められ、防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞しています。
- 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（愛知県作成）を基に必要最低限の備蓄を行っているほか、防災同報サイレン等の防災システムの整備を行う等公助としての備えを実施しています。
- 平成20年度から障害者や高齢者といった災害時の避難に支援が必要な方の避難行動を支援するための災害時要援護者地域支援制度を、平成24年度から平成28年度まで地域や関係機関と連携した地域合同総合防災訓練を各小学校区で、平成30年度からは、自助・共助・公助の力を合わせた、避難所開設・運営訓練を拠点避難所で実施しています。その中で、コミュニケーションボードを使った外国人を想定した訓練も行いました。
- 職員向けとして、若手職員を対象に防災の知識・技術を学ぶための地域防災研修を実施しているほか、緊急参集訓練の実施や業務継続計画の作

成等、危機管理体制の充実に向けた取組を実施しています。

- 市民意識調査における、「地震や風水害などの防災対策に関する満足度」では、調査当初と比較して満足度が上がっていますが、近年では下降傾向も見られます。

(H20 : 20.1% H26 : 25.5% H28 : 27.4% H30 : 24.0%)

4 今後の方向性

- 引き続き、自主防災組織や関係機関等と連携し、自助・共助の必要性・重要性を市民に認識していただくため、防災に関する意識啓発を行っていきます。
- 市も災害時に公助の力を発揮できるよう危機管理体制の充実を図るほか、地域の自主防災組織の活動の支援を継続していきます。
- これらの活動を通じて、いつ起きるか分からない災害に備えていき、防災対策に関する満足度の向上を図っていきます。

生活安全課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成20年度	・日進市安全なまちづくり条例制定
平成21年度	・日進市安全なまちづくり推進会議設置要綱制定
平成22年度	・日進市防犯パトロール車の貸出しに関する要綱制定 ・日進市交通安全条例改正 ・日進市運転免許自主返納支援事業実施要綱制定
平成23年度	・尾張市町交通災害共済組合規約改正
平成24年度	・日進市暴力団排除条例制定 ・防犯防災の年末夜警合同出発式 ・赤池駅前防犯カメラ設置
平成25年度	・防犯灯LED化
平成26年度	・日進市自転車等の放置防止に関する条例改正 ・日進市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則改正 ・赤池駅周辺の自転車駐輪場完全有料化 ・日進市防犯カメラ設置費補助金要綱制定 ・米野木駅前及び日進駅前防犯カメラ設置 ・日進市・長久手市の合同による防犯講座開催
平成27年度	・GISシステム防犯機能強化 ・主要幹線防犯カメラ設置調査 ・主要幹線防犯灯設置（岩作諸輪線米野木駅周辺） ・青パト講習会の市職員と自主防犯団体の合同開催 ・日進市児童・生徒用ヘルメット購入費助成事業実施要

	綱制定
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知淑徳大学と大学連携による防犯音声データ作成 ・名古屋学芸大学と大学連携による啓発品の作成 ・主要幹線防犯カメラ設置 ・市イベントにおける防犯活動団体の防犯啓発 ・市内立地企業との交通安全啓発活動強化
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・青パトへのドライブレコーダーの設置（交通安全及び防犯のため）
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・米野木駅周辺の自転車放置禁止区域の設定準備 ・自主防犯団体総会における市・警察の合同参加

3 現状と問題点

<p>【防犯】</p> <p>○平成 22 年の日進市における刑法犯総数は 1,497 件、平成 30 年の日進市における刑法犯総数は 445 件、およそ 70% 減と著しく改善されました。</p> <p>●刑法犯総数は減少していますが、特殊詐欺など新たな犯罪が発生しています。</p> <p>●自主防犯団体は増加傾向ですが、構成員の高齢化が見られ、今後、団体の維持が困難な団体も見受けられます。</p> <p>【交通安全】</p> <p>○人口 1 千人あたりの市内人身事故発生件数は良化傾向が見られます。（H21：7 件→H29：4.6 件）</p> <p>●交通安全に対する満足度は上昇していますが、30% 前半で推移しており、満足度が高いとはいえません。</p> <p>●交通安全啓発活動を行う組織は高齢化が進んでいます。</p>

4 今後の方向性

<p>【防犯】</p> <p>○市と警察と市民が一体となって防犯啓発活動を進めます。</p> <p>○ハード面の対策として防犯灯と防犯カメラの設置を進めます。</p> <p>○ソフト面の対策としては、自主防犯団体・少年防犯活動推進委員会の活動を支援するために、研修や啓発活動の支援などを行います。</p> <p>【交通安全】</p> <p>○交通安全の面においても、引き続き市民及び警察と一体となって啓発活動を進めます。</p> <p>○特に企業と連携した活動を強化していくことで、高齢化等により縮小している啓発活動を維持していきます。</p>
--

■ 委員会での主な議論・意見

○買い物難民の問題等、生活に密着した利便性についても、平和で安全に生きるということに繋がるのではないか。

日進市自治基本条例検証シート

第7条（環境権）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第7条 市民は、良好な環境の中で生きる権利を持ちます。
解説	第5条（個人の尊厳）、第6条（平和的生存権）、第7条（環境権）は、自治の前提となる権利を規定しています。 「環境権」には、自然環境だけでなく、生活環境も含めた広い意味での環境が含まれています。市民は、良好な環境の恵みにより、健康で、安全で、文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を将来に引き継ぐ責務があります。そこで、本条において環境に対する権利を規定するとともに、第11条（市民の役割と責務）において、その環境を次の世代に引き継ぐ役割と責務について規定しています。なお、環境分野における基本条例として、「日進市環境まちづくり基本条例」があります。

環境課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
施行前～ 【毎年度実施】	・環境基本計画年次報告書の作成・公表
施行前～ 【毎年度実施】	・環境まちづくり評価委員会の開催（環境基本計画の進捗管理、学識経験者 7 名、1～2 回開催／年）
施行前～（随時）	・環境保全協定の締結（昭和 6 2 年開始、延べ 9 件）
平成 2 6 年度	・環境基本計画中間改訂
施行前～ 【毎年度実施】	・にっしんエコフェスタ開催（～平成 2 7 年度）
平成 2 8 年度～ 【毎年度実施】	・にっしんわいわいフェスティバル開催
平成 2 9 年度	・にっしん E S D 推進基本方針策定

3 現状と問題点

【環境基本計画】

- 環境権に含まれる「環境」を実現するために、環境まちづくり基本条例に基づいた環境基本計画を策定し、創出・保全・普及啓発等各事業を推進しています。
- 環境基本計画に基づいた分野別計画の着手率は改善していますが（H22：49.88%→H29：98%）、「東部丘陵環境保全型公園の整備」や「ため池保全計画の策定」等、施設整備や計画策定に関する施策は多額の経費がかかるため進捗が芳しくありません。
- この状況については、諮問機関である環境まちづくり評価委員会からも、市の上位計画（総合計画）に主要事業として位置づけ、事業内容の改善等を図るべきと答申をいただいています。

【にっしん E S D 推進基本方針】

※「E S D = 持続可能な開発のための教育」

- E S D については「持続可能な社会を実現するための人づくり」と捉え、平成 2 9 年度に基本方針を作成し、平成 3 0 年度から推進しています。
- 市民に対する人づくりとしては「生涯学習」という観点から教育委員会、また、本市の事業に幅広く関係するという観点からは企画部局が関わるため、望ましい推進体制について検討が必要と考えています。

【環境保全協定】

- 環境保全協定については、市内で新たに大規模な工場等を建設する企業に対し、協定の締結を申し出た結果、昭和 6 2 年の締結をはじめ、現時

点で 8 件の締結に至っています。(締結件数 H19.4: 3 件→H30.4: 8 件。
※H28 中に 1 社撤退)

- 締結に至らなかった企業も多くあるほか、締結から時間が経っているものもあるため、締結の基準、現行規定での再締結を含め検討する必要があります。

4 今後の方向性

【環境基本計画】

- 環境については、環境基本計画等に基づいた施策を、環境まちづくり評価委員会による進捗管理によって継続実施していきます。
- 現在進行している第 6 次総合計画の策定作業において、未着手の施設整備施策等に関する議論を進めていきます。

【にっしん E S D 推進基本方針】

- E S D 推進については、当面は基本方針を基に、単年度計画を立案し推進していきます。
- 基本方針の見直し、中長期計画の策定など、社会情勢の変化に合わせたより効率的な推進方法を検討していきます。
- 国は E S D を「^{エスディージーズ} S D G s を実現するための人づくり」と位置づけており、S D G s についても今後注視し、総合計画に位置づけて重要施策として取り組んでいく必要があると考えます。
※「S D G s = 持続可能な開発目標」
平成 2 7 年に国連が定めた世界共通の目標

【環境保全協定】

- 環境保全協定については、地域住民の健康を保護し、快適かつ良好な生活環境を保全するため、より多くの企業と締結するように努めていきます。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし

日進市自治基本条例検証シート

第8条（目的）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第8条 市民は、市政について市議会及び市の執行機関の持っている情報を知る権利を持ちます。
解説	「知る権利」は、市民参加や協働の前提として、市議会と市の執行機関が持っている市政についての情報の公開を求めるために欠かせないものです。この権利を保障するために、第21条（開かれた市政運営）において「日進市情報公開条例（平成11年10月1日施行）」について規定しています。

総務課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成24年度	・情報公開制度研修
平成25年度	・情報公開制度・個人情報保護制度研修
平成30年度	・情報公開制度研修
平成30年度	・情報公開条例逐条解説策定

3 現状と問題点

- 実施機関に対し、情報公開請求に対する事務手続に関し、具体的事例ごとに説明しているのに、公文書公開請求件数の多い部署においては制度の理解が浸透してきているが、件数の少ない部署については、事務手続がスムーズに行えるよう周知を図る必要があります。
- また、公開すべき情報と個人情報等として保護すべき情報の判断を的確に行う必要があります、そのために各職員の習熟度を向上させる必要があります。
※情報公開件数については、別添資料 自治行政の実績抜粋のとおり。

4 今後の方向性

- 開かれた市政の実現のために、市が保有する情報を積極的に公表していると考えます。しかし、部分公開決定に対する審査請求により原処分が変更となることもあるため、公開・非公開の判断については、実施機関に対して更なる理解度の向上を図る必要があります。

■ 委員会での主な議論・意見

- 慎重な個人情報保護が求められる中で、市民の権利を尊重するための運用については、今後も検討する必要がある。

情報公開制度の運用状況

○平成19年度

公開請求件数		100件
処理状況	公開	31件
	部分公開	36件
	非公開	5件
	却下	25件
	取下げ	3件

不服申立状況

平成19年度分 2件（次年度へ継続 2件）

○平成20年度

公開請求件数		69件
処理状況	公開	32件
	部分公開	24件
	非公開	0件
	却下	11件
	取下げ	2件

不服申立状況

平成20年度分 3件

○平成21年度

公開請求件数		109件
処理状況	公開	53件
	部分公開	41件
	非公開	2件
	却下	12件
	取下げ	1件

不服申立状況

平成21年度分 2件

○平成22年度

公開請求件数		85件
処理状況	公開	29件
	部分公開	46件
	非公開	0件
	却下	10件
	取下げ	0件

不服申立状況

平成22年度分 3件

○平成23年度

公開請求件数		106件
処理状況	公開	26件
	部分公開	53件
	非公開	0件
	却下	24件
	取下げ	3件

不服申立状況

平成23年度分 1件

○平成24年度

公開請求件数		95件
処理状況	公開	23件
	部分公開	46件
	非公開	2件
	却下	21件
	取下げ	3件

不服申立状況

平成24年度分 1件（処理状況：取下げ）

○平成25年度

公開請求件数		71件
処理状況	公開	28件
	部分公開	27件
	非公開	2件
	却下	10件
	取下げ	4件

不服申立状況

平成25年度分 1件

○平成26年度

公開請求件数		75件
処理状況	公開	42件
	部分公開	16件
	非公開	0件
	却下	12件
	取下げ	5件

不服申立状況

平成26年度分 0件

○平成27年度

公開請求件数		59件
処理状況	公開	24件
	部分公開	19件
	非公開	2件
	却下	13件
	取下げ	1件

不服申立状況

平成27年度分 1件

○平成28年度

公開請求件数		123件
処理状況	公開	40件
	部分公開	44件
	非公開	37件
	取下げ	2件

不服申立状況

平成28年度分 2件

○平成29年度

公開請求件数		92件
処理状況	公開	44件
	部分公開	22件
	非公開	24件
	取下げ	2件

不服申立状況

平成29年度分 3件（次年度へ継続 3件）

○平成30年度

公開請求件数		103件
処理状況	公開	45件
	部分公開	20件
	非公開	38件
	取下げ	0件

不服申立状況

平成30年度分 0件

日進市自治基本条例検証シート

第9条（個人情報の保護）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第9条 市民は、個人に関する情報が侵されることのないよう保護される権利を持ちます。
解説	「知る権利」によって市政に関する情報が公開される一方で、市議会及び市の執行機関が持っている個人情報適切に保護されるために「個人情報の保護」が必要です。この権利を保障するために、第22条（個人情報の適切な取扱い）において「日進市個人情報保護条例（平成11年10月1日施行、全部改正 平成27年10月5日施行）」について規定しています。

総務課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成26年度～ 【毎年度実施】	・ 特定個人情報保護評価（P I A）
平成27年度	・ 日進市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針及び日進市特定個人情報等取扱規程の策定
平成30年度	・ 特定個人情報の安全管理措置研修の実施
平成30年度	・ 個人番号利用事務等取扱要領の策定

3 現状と問題点

- 個人情報の中でも特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）については、その利活用範囲の拡大に伴い、安全管理措置の必要性が問われています。
- 特定個人情報の漏洩等を防止するための基本方針及び取扱要領については、策定した内容に基づき、安全管理のための点検・監査に取り組む必要があります。

4 今後の方向性

- 各課において策定済みである個人番号利用事務等取扱要領に基づき、特定個人情報等の事務取扱における安全を確保するため、点検及び監査を実施していきます。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし

日進市自治基本条例検証シート

第10条（権利の尊重）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第10条 前5条に規定する市民の権利については、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とします。
解説	第5条から第9条までに掲げる「市民の権利」は、他人の権利をお互いに認め合い尊重するなど、社会全体の利益を考慮する中で保障されることを規定しています。 この条例の中で規定されている「市民の権利」については、自治（まちづくり）といった観点から包括的に規定しているものであり、個別の事案ごとには、同じ「市民」であっても、日進市に住んでいる人とそうでない人では、その保障される権利に幅はあります。（例えば生活扶助に関しては、生活保護法の規定に基づき、日進市に住んでいる人が対象になります。）

危機管理課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）【一部第6条再掲】

時 期	内 容
平成19年度	・河川水位監視システムの整備
平成20年度～ 【毎年度実施】	・日進市防災会議の開催
平成20年度	・日進市災害時要援護者地域支援制度の開始
平成21年度	・あいち防災セミナーの開催（県との共催）
平成22年度	・愛知県消防操法大会の開催（県との共催）
平成24年度～ 平成28年度 【毎年度実施】	・地域合同総合防災訓練の実施
平成25年度	・防災同報サイレンシステムの整備
平成26年度	・学区別子ども防災マップの作成
平成27年度	・太陽光発電システムの整備（災害対策本部用）
平成28年度～ 【毎年度実施】	・防災同報サイレン試験吹鳴の実施 ・地域防災研修の実施（若手職員向け）
平成29年度 【毎年度実施】	・緊急参集訓練の実施
平成29年度	・日進市業務継続計画の作成
平成30年度	・避難所開設・運営訓練の実施

3 現状と問題点【一部第6条再掲】

- 市内38の自主防災組織が自発的・継続的に実施している防災訓練等を通じて、自助・共助の必要性・重要性といった防災思想の普及が行われています。
- 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（愛知県作成）を基に必要最低限の備蓄を行っているほか、防災同報サイレン等の防災システムの整備を行う等、公助としての備えを実施しています。
- 平成20年度から障害者や高齢者といった災害時の避難に支援が必要な方の避難行動を支援するための災害時要援護者地域支援制度を、平成24年度から平成28年度まで地域や関係機関と連携した地域合同総合防災訓練を各小学校区で、平成30年度からは、自助・共助・公助の力を合わせた、避難所開設・運営訓練を拠点避難所で実施しています。その中でコミュニケーションボードを使った外国人を想定した訓練も行いました。
- 職員向けとして、若手職員を対象に防災の知識・技術を学ぶための地域防災研修を実施しているほか、緊急参集訓練の実施や業務継続計画の作成等、危機管理体制の充実に向けた取組を実施しています。

4 今後の方向性

- 第6条で定める市民の平和で安全に生きる権利を最大限尊重できるように以下の点において平常時より対策を進め、災害に備えます。
- 市の防災対策の指針となる地域防災計画を国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正に合わせて防災会議を開催し、適宜見直しを行います。
 - 災害関連各種システム（全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災同報サイレンシステム、デジタル地域防災無線、河川水位監視システム、太陽光発電システム）の点検、作動確認を継続します。
 - 地域や関係機関等と連携し、避難所開設・運営訓練等を通して自助・共助・公助の力を合わせた対応が円滑に行えるように進めていきます。災害時要援護者地域支援制度について、改めて各地域に制度の周知と支援体制の確認を行います。
 - 若手職員を対象とした地域防災研修を継続し、緊急参集訓練の実施や業務継続計画の説明会を開催する等、災害時の公助の力を最大限発揮できるように平常時より備えていきます。

地域福祉課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）【一部第5条再掲】

時 期	内 容
平成19年～ 【毎年度実施】	<ul style="list-style-type: none">・高齢者虐待について地区ケア会議等での研修、事例報告・医療機関や居宅介護事業所への周知・高齢者虐待ネットワーク代表者会議の開催
平成19年度～ 【毎年度実施】	<ul style="list-style-type: none">・認知症サポーター養成講座の実施
平成25年度～ 【毎年度実施】	<ul style="list-style-type: none">・高齢者及び障がい者虐待ネットワーク代表者会議の開催
平成27年度	<ul style="list-style-type: none">・障害を理由とする差別についての相談窓口設置・障害者差別解消法研修会実施
平成30年度	<ul style="list-style-type: none">・ヘルプマーク及びヘルプカードの作成、配布・認知症地域支援推進員を配置・認知症初期集中支援チームを設置

3 現状と問題点【一部第5条再掲】

- 認知症への理解を深め、認知症の方への接し方を学ぶ認知症サポーター養成講座を継続的に開催しています。
- 認知症総合支援対策として、認知症の方や家族への支援、地域での理解を深めるため、認知症地域支援推進員を1名配置し、認知症カフェ開設等の活動を行っています。また、認知症初期集中支援チームを設置し、

認知症サポート医や看護師・介護系職員の専門職を配置して、認知症の早期診断・対応に向けた支援体制の構築を図っています。

- 障害のある方への合理的配慮を行うために必要となる障害への理解や望まれる対応について講演会や研修、パンフレット、市広報を通じて周知啓発を行っていますが、市民向け講演会の参加者が固定化される傾向にあります。
- 虐待防止の啓発について、高齢者や障害者のみならず、人権擁護の面から児童も含めた啓発のあり方の再考が必要です。

4 今後の方向性【一部第5条再掲】

- 障害者の自立と社会参加に向けて、障害に対する理解促進や合理的配慮について、継続して周知啓発を行っていきます。
- 講演会において当事者の声を聞く機会を設けていますが、今後は、当事者との交流や相互理解、気づきを得られる機会の創設を検討します。
- 障害福祉分野に限らず、地域共生社会の実現に向けた横断的な学びの場が必要であると考えます。
- 今後も関係者への啓発を引き続き行うとともに、市民への周知のあり方を考えていきます。
- 認知症の方やその家族が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、さらに対策を講じることが必要であると考えます。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし

日進市自治基本条例検証シート

第 1 1 条（市民の役割と責務）第 1 項

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第 1 1 条 市民は、良好な環境を次の世代に引き継ぐ責任を持ちます。
解説	市民が担う役割や果たすべき責務を定めています。 第 1 項では、第 7 条で規定した「環境権」と合わせ、役割と責務について規定しています。

環境課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）【一部第 7 条再掲】

時 期	内 容
施行前～	・環境方針制定・改定
施行前～ 【毎年度実施】	・環境基本計画年次報告書の作成・公表
施行前～ 【毎年度実施】	・にしんエコフェスタ開催（～平成 27 年度）
平成 28 年度～ 【毎年度実施】	・にしんわいわいフェスティバル開催
平成 28 年度～ 【毎年度実施】	・生活環境に関する困りごと Q & A 発行
平成 29 年度	・にしん E S D 推進基本方針策定

3 現状と問題点【一部第 7 条再掲】

【環境方針】

○環境方針の基本理念には、次の世代につなげられる持続可能な環境の実現に向けて、自治体としての社会的責任を果たすとあり、その実現に努めるため市民・事業者・行政が連携すると基本方針にあります。

【生活環境に関する困りごと Q & A】

○快適な環境の中で生活していただくためには、市民の皆様ひとりひとりが身近なことから取り組むことが大切であるとし、お問い合わせやご意見が多く寄せられる項目をまとめたパンフレットを広報に折り込み配布しています。

（生活環境に関する相談 H 2 7 : 1 5 6 件→H 2 9 : 1 2 7 件）

【にしん E S D 推進基本方針】

※「E S D = 持続可能な開発のための教育」

○E S D については「持続可能な社会を実現するための人づくり」と捉え、平成 29 年度に基本方針を作成し、平成 30 年度から推進しています。

●市民に対する人づくりとしては「生涯学習」という観点から教育委員会が、また、本市の事業に幅広く関係するという観点からは企画部局が関わるため、望ましい推進体制について検討が必要と考えています。

4 今後の方向性【一部第 7 条再掲】

【生活環境に関する困りごと Q & A】

○今後もお問い合わせやご意見が多く寄せられる項目の中から、市民の皆様が良好な環境を次の世代に引き継ぐことの参考になる項目を紹介することに努めていきます。

【にっしんESD推進基本方針】

○国はESDを「SDGs^{エスディージーズ}を実現するための人づくり」と位置づけており、SDGsについても今後注視し、総合計画に位置づけて重要施策として取り組んでいく必要があると考えます。

※「SDGs＝持続可能な開発目標」

平成27年に国連が定めた世界共通の目標

■ 委員会での主な議論・意見

特になし

日進市自治基本条例検証シート

第11条（市民の役割と責務）第2項

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第11条 2 市民は、市政の運営に関し、市議会及び市の執行機関を注視し、市民の信託に的確に応えているかどうかを見守るよう努めます。
解説	市民が担う役割や果たすべき責務を定めています。 第2項では、市民は、市政について関心を持ち、市議会や市の執行機関が市民からの信託にしっかり応えているかどうかをチェックするよう努めることを規定しています。

秘書広報課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成 2 5 年度～	・ ホームページのリニューアル ・ 広報紙のスマホ閲覧アプリの提供
平成 2 7 年度～	・ 市フェイスブック、市ツイッターの開設
平成 2 8 年度～	・ 行政番組「にしんテレビ」の YouTube 配信開始

3 現状と問題点

- 市民がチェックできるよう、紙、動画、インターネットと多くの媒体を使い、市政情報を周知しています。
- 市政に関心を抱いてもらえるよう、フェイスブック、YouTube など、SNS を活用しています。
- 市政への理解を深めてもらえるよう、市の取り組みやニュースを映像で配信しています。（にしんテレビ）

4 今後の方向性

- 市政情報を広く市民に行き渡らせるため、
- 情報が確実に届くように発信していく必要があります。
 - 年齢に適した広報媒体を使った情報提供が必要です。
 - 時代に適した情報提供の手法を使っていく必要があります。

市民協働課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）【第 4 条再掲】

時 期	内 容
平成 1 9 年度	・ 日進市自治基本条例の制定、施行
平成 1 9 年度～ 【毎年度実施】	・ 自治推進委員会の開催【第 1 条、第 2 条再掲】
平成 2 2 年度	・ 議会基本条例制定
平成 2 4 年度	・ 市民参加及び市民自治活動条例制定
平成 2 4 年度	・ 住民投票条例制定
平成 2 7 年度	・ 個人情報保護条例制定

3 現状と問題点

- 市民参加及び市民自治活動条例を制定し、規定されている手続き方法に基づいて市民の意見を表明する機会が担保されています。
市民参加手続実施件数
(H25 : 40 件、H26 : 43 件、H27 : 39 件、H28 : 27 件、H29 : 51 件、
H30 : 36 件)
- 自治基本条例の理念を意識し、市長及び議員は市民の信託に応じて市政

を行っています。

- 市民意識調査結果では、市政全般に対する満足度が向上してきましたが、直近の調査では低下しました。

(H20 : 48.9%、H23 : 53.4%、H26 : 55.3%、H28 : 56.7%、H30 : 51.5%)

4 今後の方向性

- 市民の意見を表明する機会が設けられていることをより多くの市民が自覚し、市民としての責任を持った発言・行動ができるよう、引き続き、制度周知や活用促進を行っていきます。

■ 委員会での主な議論・意見

- 年代別によく利用する情報媒体の分析を行うなど、具体的な今後の方向性が必要ではないか。
- 災害情報とイベント情報等、届ける対象や求められる速度の類型別の検討も必要ではないか。

日進市自治基本条例検証シート

第 1 1 条（市民の役割と責務）第 3 項

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第 1 1 条 3 市民は、行政サービスその他市政の執行に要する費用について、応分の負担をします。
解説	市民が担う役割や果たすべき責務を定めています。 第 3 項では、健全な財政運営と財政基盤の確立のためには、市民の応分の負担（市民税や使用料等）が不可欠だと考え、その必要な負担を市民全体で分かち合うことを規定しています。

財政課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成 2 0 年度	・ 公共料金の見直し実施
平成 2 4 年度	・ 公共料金の見直し実施
平成 2 6 年度	・ 消費税改正に係る見直し実施
平成 2 8 年度	・ 公共料金の基本的な考え方【改訂版】策定
平成 2 9 年度	・ 公共料金の見直し実施

3 現状と問題点

- 概ね 5 年ごとの見直しにより、応分の負担をしていただいています。
- < 公共料金（使用料）の算定方法 >
使用料 = 原価 × 受益者負担割合
- < 公共料金（手数料）の算定方法 >
手数料 = 原価（1 件あたりの単価）

4 今後の方向性

- 事務の簡素化や効率化を進め経費削減に努めていきます。
- また、近隣市町や民間の同種施設の料金を考慮しながら、引き続き、原則 5 年ごとに見直しを行います。

税務課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成 2 0 年度～ 【毎年度実施】	・ 市税要覧を作成し市ホームページ等で公表

3 現状と問題点

- 毎年、税制度の変更があり条例等の変更に対応しています。
- 税制度の変更に対応して、法令、条例等に定められた税金を適正に課税するため、確認作業等にコストをかけて対応する必要があります。

4 今後の方向性

- 法令等に定められた税金を適正に課税できるよう、税務署等関係機関と密に連携します。
- 市民に納付への理解を得られるよう、市税収入の状況など公表と制度の周知を実施します。

収納課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成 20 年度～ 【毎年度実施】	・日進市納税推進員配置
平成 20 年度～ 【毎年度実施】	・コンビニエンスストアでの市税収納業務開始 （軽自動車税）
平成 21 年度～ 【毎年度実施】	・コンビニエンスストアでの市税収納業務開始 （国民健康保険税）
平成 23 年度～	・豊田尾張東部地方税滞納整理機構が設置され、日進市も参加【令和元年度をもって廃止】
平成 25 年度～ 【毎年度実施】	・休日納税相談（月 2 回）開始
平成 25 年度～ 【毎年度実施】	・コンビニエンスストアでの市税収納業務開始 （固定資産税・市民税）
平成 31 年度～ 【毎年度実施】	・コンビニエンスストアでの市税収納業務開始 （市税督促状・口座振替不納通知）

3 現状と問題点

- コンビニ納付の導入による市税納付の利便性の向上を図るとともに、納税推進員の臨戸訪問による初期滞納対策、県主導による滞納整理機構との徴収連携などによる徴収事務により、収納率の向上が図られています。（平成 20 年度市税収納率 93.91% → 平成 30 年度市税収納率 97.65%）
- 納付方法の拡大、ライフスタイルの多様化に伴い、電子納付など新たな納付環境の整備が求められつつあることが課題です。

4 今後の方向性

- クレジット収納等、新たな納付環境の整備を検討し、納税者の方の利便性を図ることで収納率の向上（＝応分の負担）を目指します。
- 新たな納付環境の整備にあたっては、費用対効果も考慮しながら、他自治体の状況を調査・研究し、運用方法を検討します。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし

日進市自治基本条例検証シート

第12条（市議会の役割と責務）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第12条 市議会は、日進市の意思決定機関として、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、市政の運営に関し、市の執行機関を監視する役割を果たさなければなりません。</p> <p>2 前項に規定する市議会の役割と責務その他議会運営に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
解説	<p>市民の代表機関である市議会の担う役割や果たすべき責務について定めています。</p> <p>市議会の役割については、地方自治法のなかで、条例の制定改廃や予算の決定等の議決、執行機関に対する監視などが規定されています。地方分権時代における市議会の役割は一層重要なものになると考え、本条例においても市議会の役割について規定しています。</p> <p>第2項では、市議会の役割と責務その他議会運営に関して必要な事項について、別に条例を定めることとし、市議会において「日進市議会基本条例（平成23年4月1日施行）」が制定されました。なお、議員の政治倫理に関する条例として、「日進市議会議員政治倫理条例（平成19年10月1日施行）」があります。</p>

議事課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成 2 3 年度	・日進市議会基本条例施行
平成 2 3 年度～ 【毎年度実施】	・議会報告会を実施
平成 2 4 年度	・日進市議会基本条例一部改正
平成 2 5 年度	・日進市議会基本条例一部改正
平成 3 0 年度	・日進市議会基本条例一部改正

3 現状と問題点

- 日進市議会基本条例は、条例施行後、3回の一部改正が行われました。
- 平成 2 9 年度から平成 3 0 年度にかけて日進市議会基本条例の見直し検討会議が設置され、1 3 回の開催を経て規定の見直しが行われました。
- 議会報告会は、年々参加人数が減少傾向にあり、また、参加者が固定化されてきています。
(H27 : 80 名、H28 : 74 名、H29 : 39 名、H30 : 49 名)

4 今後の方向性

- 日進市議会基本条例第 2 1 条に記載されているとおり、市議会は、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとなっています。
- 議会報告会は、議会運営委員会にて開催内容等を検討していきます。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし

日進市自治基本条例検証シート

第13条（市長の役割と責務）第1項

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第13条 市長は、この条例を遵守し、市民の信託に応え、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民主体の自治を推進しなければなりません。
解説	市議会とともに、市民の代表機関としての市長が担うべき役割や果たすべき責務を定めています。 第1項では、市長が市政運営を行うにあたっての基本的事項を規定しています。

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）【一部第1条再掲】

時期	内容
平成19年度～ 【毎年度実施】	<ul style="list-style-type: none">・自治推進委員会の開催 2年1期として年3回程度開催＜審議内容＞<ul style="list-style-type: none">○日進市自治基本条例の検証について○（仮称）日進市市民参加及び市民自治活動条例に関すること○市民参加及び市民自治活動条例に規定する定期的な評価方法について○日進市自治基本条例に規定する委任条例について○日進市自治基本条例（平成19年日進市条例第24号）第28条の規定に基づく条例の見直しの検証について○日進市自治基本条例（平成19年日進市条例第24号）第27条第2項に規定する条例の遵守の検証について・自治基本条例啓発の実施
平成23年度	・日進市市民参加及び市民自治活動条例制定
平成24年度	・日進市住民投票条例制定
平成29年度	・日進市自治基本条例 10年の歩み展開催
平成30年度	・係長級職資格試験の学科試験出題範囲へ自治基本条例を追加

3 現状と問題点【一部第1条再掲】

- 条例に基づき市民参加手続を適正に実施しています。
- 市民参加・活動が一般的になり、協働が浸透しています。
- 自治推進委員会において、自治基本条例及び委任条例に基づく、市政運営を行っているか定期的な検証及び評価を受けています。
- 自治基本条例に定める委任条例を全て制定しました。
- 市民意識調査結果では、年々自治基本条例の認知度が下がっていましたが、施行10周年記念の取組もあり、直近の調査では向上しました。しかし、認知度そのものは低い状況にあります。
(H20：21.3%、H23：10.1%、H26：6.4%、H28：5.5%、H30：7.6%)
- 自治基本条例の制定から10年が経過し、条例の運用状況を確認する段階から、条例に基づく、より質の高い市政運営のあり方を調査審議する段階へ移行する必要があります。

4 今後の方向性

- 自治基本条例の認知度を向上させていきます。
- 市民主体の自治の推進に向け、市民、市議会、市の執行機関それぞれの役割について、より具体化していきます。

■ 委員会での主な議論・意見

- 市政運営の満足度という観点からも現状把握が必要と考えられる。

日進市自治基本条例検証シート

第13条（市長の役割と責務）第2項

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第13条 2 市長は、市政の総合的かつ計画的な展望及び方針を示し、その実現に取り組まなければなりません。
解説	市議会とともに、市民の代表機関としての市長が担うべき役割や果たすべき責務を定めています。 第2項では、市長が将来の展望や方針を示すことにより、市長の統轄の下に各執行機関が一体となって、市政の推進を図ることを規定しています。

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成23年度	・ 地方自治法改正による市町村の総合計画策定義務の廃止
平成23年度～	・ 第5次日進市総合計画期間開始 ・ 総合計画推進体制の確立・実施 （総合計画推進本部、総合計画推進部会） ・ 実施計画の策定【毎年度実施】 ・ 市民意識調査の実施 （H23年度、H26年度、H28年度、H30年度）
平成27年度	・ 日進市議会の議決すべき事件を定める条例に日進市総合計画の基本構想部分を議決すべき事件として規定
平成30年度～	・ 第6次日進市総合計画策定開始

3 現状と問題点

- 確立した総合計画推進体制に基づき、毎年度、推進を行っています。
- 達成することが非常に困難な目標値の設定があることから、指標の達成率が低くなっています。
- 大施策の成果指標 達成率19.2%（中間値基準5.8%）
中施策の成果指標 達成率25.4%（中間値基準15.9%）
- 時代の経過により、内容や指標の見直しが必要となっています。

4 今後の方向性

- 第6次日進市総合計画策定するにあたり、市民参加を行いながら、時代に即したより効果的な総合計画となるよう、検討を行っていきます。
- 併せて、第6次日進市総合計画の推進についても、手法の検討を行っていきます。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし

日進市自治基本条例検証シート

第13条（市長の役割と責務）第3項

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第13条 3 市長は、市職員を適切に指揮監督し、リーダーシップを発揮して、市政の運営を行わなければなりません。
解説	市議会とともに、市民の代表機関としての市長が担うべき役割や果たすべき責務を定めています。 第3項では、市長が市政運営にあたって、市職員に対するリーダーシップを発揮することを規定しています。「市職員」には、市長部局の職員だけでなく、他の執行機関の職員も含まれます。（執行機関については、第1条の解説を参照ください。）

人事課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成21年度～ 【毎年度実施】	・内定者へ市長講話の実施
平成25年度～ 【毎年度実施】	・職員との座談会の実施
平成26年度～ 【毎年度実施】	・新規採用職員成果報告会の実施
平成26年度	・年度末に市長訓示の実施
平成27年度	・年度末に市長訓示の実施
平成28年度	・年度末に市長訓示の実施
平成29年度～ 【毎年度実施】	・年度始め訓示式の実施

3 現状と問題点

- 内定者に対し、入庁前に市長講話を実施することによって、職員としての意識の醸成を図っています。
- 職員が市長と交流する機会を設けるため、職員との座談会を実施しています（平成30年度受講者21名）。
- 平成26年度から平成28年度まで、部長級、部次長級、課長級課長、課長級主幹への昇任者（園長を除く。）に対し、年度末に市長訓示を実施しています。
- 平成29年度から課長級課長以上の職員へ年度始め訓示式を実施しています。
- 新規採用職員が正式採用となった後に、条件付採用期間中の成果を直接市長へ報告する機会を設けています（平成30年度受講者16名）。
- 市長と職員との関係性から、職員が聞き手となり、市長が一方的に話をする場になりやすいため、目的に応じた実施方法を精査する必要があります。

4 今後の方向性

- 組織が一丸となって業務を遂行するため、今後も定期的に市長からの訓示等を行います。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし

日進市自治基本条例検証シート

第14条（市職員の役割と責務）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第14条 市職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、市民主体の自治を推進しなければなりません。</p> <p>2 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組まなければなりません。</p>
解説	<p>市の執行機関に属する全ての職員の担うべき役割や果たすべき責務を定めています。</p> <p>地方公務員法のなかで、法令遵守義務、守秘義務、職務専念義務などが規定されていますが、第1項では改めて市職員が職務を行うにあたって守るべき基本的事項を規定しています。</p> <p>地方分権時代を迎え、市職員には更なる資質や能力の向上が求められます。第2項では、市職員は市政の専門スタッフとして、また市民参加や協働によるまちづくりのコーディネーターとして、必要な知識の習得や能力の向上に取り組むことを規定しています。</p>

人事課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
施行前～	・人材育成基本方針の策定 ・研修基本方針の策定
施行前～ 【毎年度実施】	・各所属での職場研修の実施 ・階層別研修の実施 ・専門研修への派遣研修の実施
平成 2 5 年度～ 【毎年度実施】	・日進塾の実施
平成 2 6 年度～ 【毎年度実施】	・新規採用職員へ「日進を知ろう研修」の実施
平成 2 9 年度	・人材育成基本方針の改定
平成 3 0 年度～ 【毎年度実施】	・研修基本方針に「階層別おすすめ研修リスト」記載
平成 3 1 年度～	・研修基本方針に各課等の開催する研修を記載

3 現状と問題点

- 毎年度、研修基本方針を策定し、当該方針に基づき研修を開催しています。
- 瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町及び愛知中部水道企業団で尾張東部職員研修協議会を組織し、圏域での階層別研修を実施しています（平成 3 0 年度受講者 9 4 名）。
- 経験豊富な職員から若手職員等へ知識の伝承を図るため、日進塾を実施しています（平成 3 0 年度受講者 2 2 名）。
- 新規採用職員が日進市職員としての意識を醸成し、常に地域に目を向ける習慣を養うため、「日進を知ろう研修」を実施しています（平成 3 0 年度受講者 1 6 名）。
- 社会情勢、職員ニーズ等を適切に把握した上で実施する研修を決定する必要があります。

4 今後の方向性

- 効果的な研修内容、研修方法等を常に研究し、職員の知識の習得及び能力向上に取り組みます。
- OJTを推進し、各所属における職場研修を充実させる取組を検討していきます。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし

日進市自治基本条例検証シート

第15条（市民参加）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第15条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、自主的に参加することができます。</p> <p>2 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。</p> <p>3 市民は、子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、適切な支援に努めます。</p> <p>4 市議会及び市の執行機関は、市民が市政に参加する場や機会を多く提供し、誰もが参加しやすい多様な工夫と環境づくりを行わなければなりません。</p> <p>5 前各項に規定する市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
解説	<p>第1項では、「市民参加」はあくまで市民の自発的な参加であることを規定しており、参加しないことを理由に不利益を受けるものではありません。</p> <p>第2項では、選挙権を持たない子どもも、市民として市政に参加できることを規定しています。これにより、子どもの考えや意見を市政に反映するとともに、子どものころから市政に関心を持ってもらうことができると考えます。なお、子どもの権利や参加の機会を保障するため、「日進市未来をつくる子ども条例（平成22年4月1日施行）」を制定しました。</p> <p>第3項では、子どもが市政に参加して役割を果たすために必要となる、周りの大人や地域の支援を規定しています。</p> <p>第4項では、市民参加を推進するために、市議会及び市の執行機関による支援について規定しています。</p> <p>第5項では、市民参加に関して必要な事項について、別に条例を定めることとし、「日進市市民参加及び市民自治活動条例（平成24年10月1日施行）」を制定しました。</p>

市民協働課（第1項、第4項、第5項関係）

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）【第4条再掲】

時 期	内 容
平成19年度	・日進市自治基本条例の制定、施行
平成19年度～ 【毎年度実施】	・自治推進委員会の開催【第1条、第2条再掲】
平成22年度	・議会基本条例制定
平成23年度 【毎年度実施】	・事務事業の外部評価開始
平成24年度	・市民参加及び市民自治活動条例制定
平成24年度	・住民投票条例制定
平成26年度 【毎年度実施】	・提案型大学連携協働事業開始
平成27年度	・個人情報保護条例制定
平成30年度	・日進市 ESD 推進「課題解決型」企業等連携プロジェクト開始

3 現状と問題点【第11条第2項再掲】

○市民参加及び市民自治活動条例を制定し、規定されている手続き方法に基づいて市民の意見を表明する機会を担保しています。

市民参加手続実施件数
(H25：40件、H26：43件、H27：39件、H28：27件、H29：51件、
H30：36件)

4 今後の方向性【第11条第2項再掲】

○市民の意見を表明する機会が設けられていることをより多くの市民が自覚し、市民としての責任を持った発言・行動ができるよう、情報提供を行います。加えて市政に参加できる場を設けていきます。

子育て支援課（第2項、第3項関係）

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成19年度	・子どもの権利条例策定検討委員会
平成20年度	・子どもの権利条例策定検討委員会から提言書が提出される。
平成21年度	・6月 条例案のパブリックコメントの実施 ・9月議会 条例案の議決 ・3月 条例制定記念イベントの開催
平成22年度	・日進市未来をつくる子ども条例施行 ・「にっしんヤングフェスタ2010」において日進市

	未来をつくる子ども条例の歌を披露
平成23年度 ～平成26年度	・条例施行規則に基づき「子ども会議」を開催
平成24年度～ 【毎年度実施】	・日進市未来をつくる子ども条例普及啓発事業を実施
平成26年度	・日進市子ども・子育て支援事業計画を策定
平成27年度	・子どもの社会参加ガイドラインを作成
平成28年度～ 【毎年度実施】	・サマースクール等参加者向けに条例啓発事業を実施
平成30年度	・子ども条例制定10周年プレイベントを実施 ・「子ども会議」の取扱を変更 ・子ども用、大人用の条例リーフレットを作成

3 現状と問題点

- 令和元年度に条例施行10周年を迎えるにあたり、条例の普及啓発のため、プレイベント等の開催、パンフレット及び啓発品の作成を行いました。
- 「子ども会議」については、子どもの生活環境が変化し、特に活動の中心となる中高生が様々な地域活動に参加する時間的な余裕がなく、自主的な参加を促すのは難しくなっているため、定例的に開催するのではなく、必要に応じて、テーマごとに子どもたちの意見を聞く場を提供し、意見聴取してもらうよう各課に依頼しました。
- 条例制定後、教育機関等において、条例普及啓発事業を実施することにより、子ども向けの啓発は進めていますが、大人向けの啓発がなかなか進まず、認知度が低くなっています。

4 今後の方向性

- 条例施行10周年記念イベントを開催したり、市民まつり等のイベント開催時にパンフレットを配布することで条例の普及啓発を行います。
- 子どもたちの意見を市政に反映させるため、各課の施策の策定、見直し等の際には、ワークショップ等の手法を使い、子どもたちの意見聴取に努めるよう働きかけます。
- 人権擁護委員が小学校で実施する人権に関する教育の中で、リーフレットを活用した子ども条例に定める子どもの権利について学ぶ機会を設けることを検討する。

■ 委員会での主な議論・意見

- 日進市未来をつくる子ども条例の認知度が低いのではないかと。また、その状況に応じた取組が必要ではないかと。
- 中高生については、活発な地域活動を行っている自治体もあり「時間的

な余裕がなく」との認識は誤りではないか。

- 「子ども会議」については、他自治体での事例を参考に日進市に当てはめることで、その在り方を市全体で考えるべきではないか。
- 市民参加については、本委員会でその状況を検証しており、市の全ての部門が実施主体であると考えられる。ケーススタディを行ったり、行政と市民の認識のずれを知る機会を設けたりすることも効果があると考えられる。
- 市民参加の取組は、市民参画というべき内容も含めていくことが求められると考えられる。
- 一般的に、行政に対して市民が適切な意思表示を行うことは、ハードルが高いと考えられる。行政から情報提供を行うだけでは市民参加が難しいと考えられる。
- 本当に耳を傾けなければならない市民に対しての視点が必要と考えられる。また、どのような市民がそのような状況にあるのか、分析が必要と考えられる。

日進市自治基本条例検証シート

第16条（市民自治活動）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第16条</p> <p>市民は、それぞれの地域において、住民自治組織等によるコミュニティ活動を通じ、市民自治活動の推進に努めます。</p> <p>2 市民は、NPO等によるコミュニティ活動やボランティア活動を通じ、それぞれの役割のもとで、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めます。</p> <p>3 市民は、コミュニティが市民主体の自治の重要な担い手となることを認識し、これを守り育てるよう努めます。</p> <p>4 市の執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。</p> <p>5 前項に規定する市民自治活動の支援に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
解説	<p>第15条の「市民参加」とともに、「市民主体の自治」の要である「市民自治活動」について規定しています。まちづくりは、市議会や市の執行機関による活動（市政）だけでなく、地域における市民の自主的な公益的活動によるところが大きく、互いにより良いまちづくりをめざして協働することが大切です。（「市民自治活動」の定義については、第3条を参照ください。）</p> <p>第1項及び第2項では、区や自治会といった「地縁型」のコミュニティや、NPOのような「テーマ型」のコミュニティなどによる活動のほか、個人で行うボランティア活動等により、市民が市民自治活動の推進に努めることを規定しています。</p> <p>第3項では、自治の重要な担い手である「コミュニティ」の育成について規定しています。（「コミュニティ」の定義については、第3条を参照ください。）</p> <p>第4項では、市の執行機関による支援について規定しています。あくまでも、市民自治活動の自主性、自立性を尊重しますので、必要のない場合にまで支援するというものではありません。</p> <p>第5項では、市民自治活動の支援に関して必要な事項について、別に条例を定めることとし、「日進市市民参加及び市民自治活動条例」を制定しました。</p>

市民協働課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

【第 3 条・第 4 条再掲】

時 期	内 容
平成 2 0 年度～	・ N P O 公募提案型委託事業（委託）の実施
平成 2 1 年度～	・ N P O 公募提案型（テーマ提示型）事業（委託）に変更（～平成 2 9 年度）【毎年度実施】 ・ 日進市市民自治活動推進補助金 【毎年度実施】 ・ 大学との連携協力協定締結を開始
平成 2 3 年度～	・ にぎわい交流館指定管理制度による管理導入（指定期間 3 年間）
平成 2 4 年度	・ 市民参加及び市民自治活動条例制定
平成 2 6 年度～	・ にぎわい交流館指定管理の第 2 期開始（指定期間 5 年間） ・ にっしん市民活動祭開催（～平成 2 7 年度） ・ 提案型大学連携協働事業（委託）【毎年度実施】
平成 2 7 年度	・ 日進市市民自治活動推進補助金要綱改正
平成 2 8 年度～	・ にっしんわいわいフェスティバル開催 ・ 市長・区長座談会開催 ・ 市長と市民団体等との団体交流会開催
平成 2 9 年度～ 【毎年度実施】	・ 地域支援職員の配置（区長の補助等）
平成 3 0 年度～	・ 日進市 E S D 推進「課題解決型」企業等連携プロジェクト募集開始

3 現状と問題点

- 地縁型、テーマ型コミュニティはそれぞれの領域で活発に活動されています。
- にぎわい交流館が活動支援の拠点となり、行政は各種委託事業や補助金などでそれぞれの活動を支援しています。
- 地域支援員が地縁型のコミュニティを支援し、コミュニティと協働し地域課題を解決に向け活動しています。
- 市民自治活動団体との協働事業は、近年、増加しています。
（H25：78 件、H26：79 件、H27：76 件、H28：75 件、H29：89 件、H30：87 件）【第 4 条第 4 号再掲】
- 地縁型とテーマ型の活動が相互に協働する活動により、それぞれのコミュニティが活性化するようなマッチング事例に乏しい状況です。

4 今後の方向性

- 市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、市民と行政がそれぞれを補完できる活動を行います。
- 地域支援員やコミュニティ活動支援によって、地縁型とテーマ型のコミュニティがマッチングできるよう支援を行っていきます。

地域福祉課（第4項関係）

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成21年度～	・地元の運営により地域の集まりの場を提供するぷらっとホームを順次開所
平成24年度～ 平成26年度	・障害のある人たちが、夏休み等において社会参加できる機会を提供する事業を行う団体への補助金を交付（障害児夏休み等対策事業）
平成27年度 【毎年度実施】	・つどいの場の設置運営マニュアルや啓発物品を作成 ・市民によるつどいの場の新規立ち上げや運営の支援として、運営団体への補助金を交付 ・地域活動に関心がある方を対象に人材育成講座を開催（平成28年度以降は、社協事業として実施）
平成27年度～ 【毎年度実施】	・障害のある人たちが、夏休みや土日祝日等にレクリエーションや文化活動を通じて、地域の人たちと交流できる機会を提供する事業を行う団体への補助金を交付（レクリエーション文化活動等支援事業）

3 現状と問題点

- 「ぷらっとホーム」は平成21年度に2か所開所し、新たに平成22年度1か所、平成23年度2か所、平成26年度1か所の計6か所で開所しています。
- 「つどいの場」は、身近な地域での交流のきっかけづくり、介護予防にもつながる健康づくり、助け合い・支え合いの顔の見える関係づくり等、地域福祉機能を持つ高齢者の居場所として順調に数を増やしています。（H27：48か所 → H28：55か所 → H29：61か所 → H30：65か所）
（第4条第2号再掲）

4 今後の方向性

- ぷらっとホームについては、運営団体の自主性を尊重しつつ、活動内容の充実や支援方法の検討が必要です。
- つどいの場については、社会福祉協議会や生活支援コーディネーターと連携しながら、協議体での議論に基づき、新たな場の開設支援や自主的

な公益的活動の構築を図っていきます。

○レクリエーション文化活動等支援事業については、障害のある人との交流を通じて障害への理解が進むよう、多様な活動への助成を継続していきます。

生涯学習課（第4項関係）

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
昭和56年度～ 【毎年度実施】	<ul style="list-style-type: none">・「文化協会」は昭和56年に5連盟で創設し、加入連盟それぞれの個性を活かした活動を行うとともに、協会として市の美術展覧会や文化祭等の事業を共催している。・現在、9連盟約1,000名の会員を持ち、県や近隣市町村との広域的な交流も行っている。
昭和28年度～ 【毎年度実施】	<ul style="list-style-type: none">・「体育協会」は昭和28年の創設以来、スポーツの普及・振興活動さらには心身の発達と体力・技術の向上を目指した活動を行っている。・現在、17の競技団体と少年少女の育成を目指す10団体、約2,000名の会員を持ち、会員向けの競技大会や市民参加の催しを開催している。
昭和61年度～ 【毎年度実施】	<ul style="list-style-type: none">・「レクリエーション協会」は昭和61年に創設し「遊び・ふれあい・仲間づくり」をコンセプトにスポーツ・レクリエーションの普及、健康づくりや仲間づくりをサポートする活動をしている。・現在、8団体600余の会員を持ち、連携して市民向け事業や市からの委託事業も行っている。
昭和23年度～ 【毎年度実施】	<ul style="list-style-type: none">・「地域女性団体連絡協議会」は、昭和23年に女性が自主的に地域に根ざした活動を行う「婦人会」を母体とし、現在は互いの絆を深めるとともに地域社会の貢献につながる活動を行っている。・近年は婚活応援事業や岩崎城おもてなし事業、市民を対象とした研修会を開催するなど独自性を活かしながら活動の幅を広げている。
平成4年度～ 【毎年度実施】	<ul style="list-style-type: none">・「各学区家庭教育推進委員会」は、平成4年度に小学校区ごとに家庭教育推進委員会が発足し、地域ぐるみで家庭教育の推進を図り親子や世代間の絆を深めることを目的として、学区ごとの特色を活かした活動を行ってきた。・親子参加型や他世代交流型の事業を継続的に開催することで地域に活動が浸透し、「かすい」として親しまれている。

3 現状と問題点

- 各団体に対して、財政援助・助言等によって運営支援を行っています。
- 現在は、どの団体もそれぞれの特色を活かした活動を行うことができますが、地域コミュニティの希薄化により運営スタッフの世代交代が進まないことや担い手・会員数の減少等、今後活動を継続するに当たっての課題を抱えています。

4 今後の方向性

- 引き続き各団体と連携を密にとりながら、各団体の特性を活かした活動が継続でき、更なる発展につながるよう、運営支援及び活動支援を行います。

■ 委員会での主な議論・意見

- 効果的な取組に多くの予算を投入する考え方も必要と考えられる。
- E S D等の市民だけでは実現できず、市民と企業等が連携しなければ達成できない分野への対応も検討する必要があると考えられる。
- 協働の時代においては、行政と市民がお互いに協力して問題に対処する関係を意識していくことが必要と考えられる。
- 市民協働の仕組みとして、委託の方法には、行政と市民がお互いの意思をすり合わせる作業が発生する部分に意味があり、お互いの納得が得られるものと考えられる。市民も含めた市全体でより一層、取り組んでいく必要があると考えられる。

日進市自治基本条例検証シート

第17条（連携）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第17条</p> <p>市民は、市民自治活動の推進のため、コミュニティ活動やボランティア活動等を通じ、市外の人々と広く交流し、連携するよう努めます。</p> <p>2 日進市は、他の自治体と、共通の課題を解決するため、相互に連携するよう努めます。</p>
解説	<p>広域的な人と人とのつながりが市民自治活動の推進につながると考え、第1項では、市民が市外の人々と連携することを規定しています。</p> <p>日進市としての自主性、自立性は保ちながらも、他の自治体と共通する問題を解決するために互いに連携を図ることも大切であると考え、第2項では、日進市と他の自治体とが連携することを規定しています。</p>

市民協働課（第1項、第2項関係）

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）【第3条再掲】

時 期	内 容
平成20年度～	・NPO公募提案型委託事業（委託）の実施
平成21年度～	・NPO公募提案型（テーマ提示型）事業（委託）に変更（～平成29年度）【毎年度実施】 ・日進市市民自治活動推進補助金【毎年度実施】 ・大学との連携協力協定締結を開始
平成23年度～	・にぎわい交流館指定管理制度による管理導入（指定期間3年間）
平成26年度～	・にぎわい交流館指定管理の第2期開始（指定期間5年間） ・にしん市民活動祭開催（～平成27年度） ・提案型大学連携協働事業（委託）【毎年度実施】 ・三重県志摩市と友好自治体提携締結
平成27年度	・日進市市民自治活動推進補助金要綱改正
平成28年度～	・にしんわいわいフェスティバル開催【毎年度実施】 ・市長・区長座談会開催 ・市長と市民団体等との団体交流会開催
平成29年度～ 【毎年度実施】	・地域支援職員の配置（区長の補助等）
平成30年度～	・日進市ESD推進「課題解決型」企業等連携プロジェクト募集開始

3 現状と問題点

- にぎわい交流館が活動支援の拠点となり、市内・市外の人々が交流できる場となっています。市民活動を発表するイベントを開催し、参加団体間や来場者との交流が行われています。
- 友好自治体の木祖村、志摩市とは自治体間相互で行事参加を行い、市民の交流を促進する事業や事業補助を行っています。
- 市内に活動拠点を構える大学と連携協定を締結し、官学協働で地域課題に取り組んでいます。（現在9大学）
- 現状の連携を継続していくため、社会状況等の変動に対応して連携内容等を検討していく必要があります。

4 今後の方向性

- にぎわい交流館を交流活動の軸としてより機能させ、友好自治体間相互の市民の交流を促進する事業等を行っていきます。
- 友好自治体間の交流を継続し、相互市民の交流が共通の課題の解決を行うことのできる連携体制を目指していきます。

企画政策課（第2項関係）

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
随時	・災害応援に関する協定等締結 ※近隣自治体、国、福島県伊達郡川俣町、長野県木曾郡木祖村、岐阜県山県市、三重県志摩市
平成24年度	・尾三地区自治体間連携研究会を発足 ・尾三地区自治体間連携推進会議【毎年度実施】
平成25年度	・尾三若手職員自治体間連携事業研究グループを設置
平成26年度	・尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定を締結（3市1町）
平成26年度	・尾三地区福祉施策連絡会議 ・広報紙へのイベント情報等の掲載【毎年度実施】 ・公共施設に共同情報コーナー設置を共同実施【毎年度実施】
平成28年度	・尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定を締結（4市1町）
平成28年度～	・航空写真撮影、行政不服審査会を共同実施
平成29年度～ 【毎年度実施】	・消費生活相談事業、職員派遣交流事業を共同実施
平成30年度～	・電力の購入、介護保険事業所の指定・指導監督事務、尾三消防組合の広域化の共同実施

3 現状と問題点

- 災害対策について、近隣自治体等と応援協定等を締結し、連携を強めています。
- 尾三地区自治体間連携協定を締結している自治体間等で連携にいたった事業は平成30年度末で41事業となっており、今後も連携できるテーマを出してもらい、共同実施に向けて検討していきます。
- 各自治体のテーマに関する利害や、実際に業務を行う所管課の業務に関する調整が必要です。
- 共同化した事業については、一定の期間経過後、実際の効果について検証が必要です。

4 今後の方向性

- 多様化する市民ニーズに対して、どの事業を選定していくかを慎重に検討していく必要があります。
- また、連携する際のルール作り、事業評価の方法等、統一指標の設定もしていく必要があります。

■ 委員会での主な議論・意見

特になし